

「健幸プランふじかわ」

～健やかで笑顔があふれるまちづくり～

- ・ 第3次 富士川町健康増進計画
- ・ 第2次 富士川町自殺対策推進計画

令和6年度～令和11年度



目 次

第1章 「健幸プランふじかわ」の基本的事項

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の期間	2
4 計画の位置付け	2
5 計画の進行管理と見直し	3

第2章 計画の評価

1 計画の評価	4
2 評価の方法	4
3 目標達成状況等の評価	4
(1) 第2次富士川町健康増進計画	4
(2) 第1次富士川町自殺対策推進計画	9

第3章 町民の健康状況

1 少子・高齢化の進行	12
(1) 総人口の推移と人口ピラミッド	
(2) 年齢三区分別人口構成	
(3) 出生率	
(4) 高齢者数・高齢化率	
(5) 死亡率	
(6) 平均寿命・健康寿命	
2 疾病構造・健康状態の変化	16
(1) 主要死因	
(2) 死因割合	
(3) 悪性新生物	
(4) がん検診の受診率の推移	
(5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の状況	
(6) 特定健診項目別有所見率	
(7) 国民健康保険疾病分類統計等から見た状況	
(8) 透析療法の状況	
(9) 自殺者数	
(10) 自殺者の背景	
(11) 精神保健医療の状況	
(12) 介護保険の状況	
① 介護保険認定率の推移	
② 介護保険新規申請者の推移	
③ 介護保険新規申請理由（原因疾患）	
④ 前期高齢者（74歳以下）介護保険申請理由	

第4章 第3次富士川町健康増進計画

1 基本理念	33
2 取り組みの柱	34
3 具体的な取り組み	
(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現	35
(2) 個人の行動と健康状態の改善	
① がん	36
② 循環器疾患	38
③ 糖尿病	39

④ 慢性腎臓病（CKD）	40
⑤ 栄養・食生活	41
⑥ 身体活動・運動	42
⑦ 休養	42
⑧ 飲酒	43
⑨ 喫煙	44
⑩ 歯・口腔の健康	45
（３）社会環境の質の向上	
① こころの健康	46
② 健康を支え、守るための社会環境の整備	47
（４）人の生涯を経時的に捉えた健康づくり	
① 次世代の健康	48
② 高齢者の健康	49

第5章 第2次富士川町自殺対策推進計画

1 基本理念	50
2 課題	50
3 取り組みの柱	51
4 具体的な取り組み	
（１）地域・役場組織におけるネットワークの強化	52
（２）自殺対策を支える人材の育成	53
（３）住民への啓発と周知	55
（４）生きることの促進要因への支援	56
（５）若年層への支援の強化	58
（６）高齢者への支援の強化	60
（７）失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化	63
5 生きる支援関連施策一覧	64

第6章 「健幸プランふじかわ」の達成指標

第7章 計画の推進体制

参考資料

富士川町健康づくり推進協議会設置要綱

富士川町健康づくり推進協議会委員名簿

富士川町自殺対策庁内検討委員会設置要綱

第1章 「健幸プランふじかわ」の基本的事項

1 計画策定の背景

国及び山梨県では、少子高齢化やがん、心疾患等の生活習慣病の増加、これに伴う要介護者の増加などを背景に、近年の予防医学の成果を積極的に活用した、健康づくり計画である「健康日本21」、「健やか山梨21」を策定しました。これらの計画を踏まえ、町においても平成25年3月に「第1次富士川町健康増進計画」を策定しました。その後、国及び県の計画の策定に合わせ、整合性を図りながら、町の健康増進計画の策定を行い、町民の健康保持に関する施策を展開してきました。

自殺対策に関しては、平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされていた自殺が、広く「社会の問題」と認識され、自殺対策が総合的に講じられるようになり、平成28年に自殺対策基本法が改正されました。その中で、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、国と地方自治体が協力しすべての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

こうした方針を踏まえつつ、町では自殺対策基本法等の理念にのっとり、平成31年3月に「第1次富士川町自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策に関する全庁的な取り組みを推進してきました。

2 計画策定の趣旨

健康は幸福の基礎となるもので、町民が生涯にわたり、健やかで心豊かな生活を送るために欠かせないものです。本町では、富士川町総合計画の基本目標である「健やかで笑顔があふれるまちづくり」を基本理念とし、個人の生活習慣の改善及び個人を取り巻く家庭、学校、地域、職場等の社会環境の改善を通じて、様々な健康づくりに関する取り組みを推進してきました。

近年は、新型コロナウイルス感染拡大による急激な生活様式や環境の変化が、人々の心と体の健康に大きな影響をもたらす状況となっています。

このような情勢を踏まえ、より効果的な施策推進のため、「第3次富士川町健康増進計画、第2次富士川町自殺対策推進計画」を一体的に策定し、「健幸（けんこう）プランふじかわ」（以下「本計画」とする。）として取り組みを推進していくこととしました。

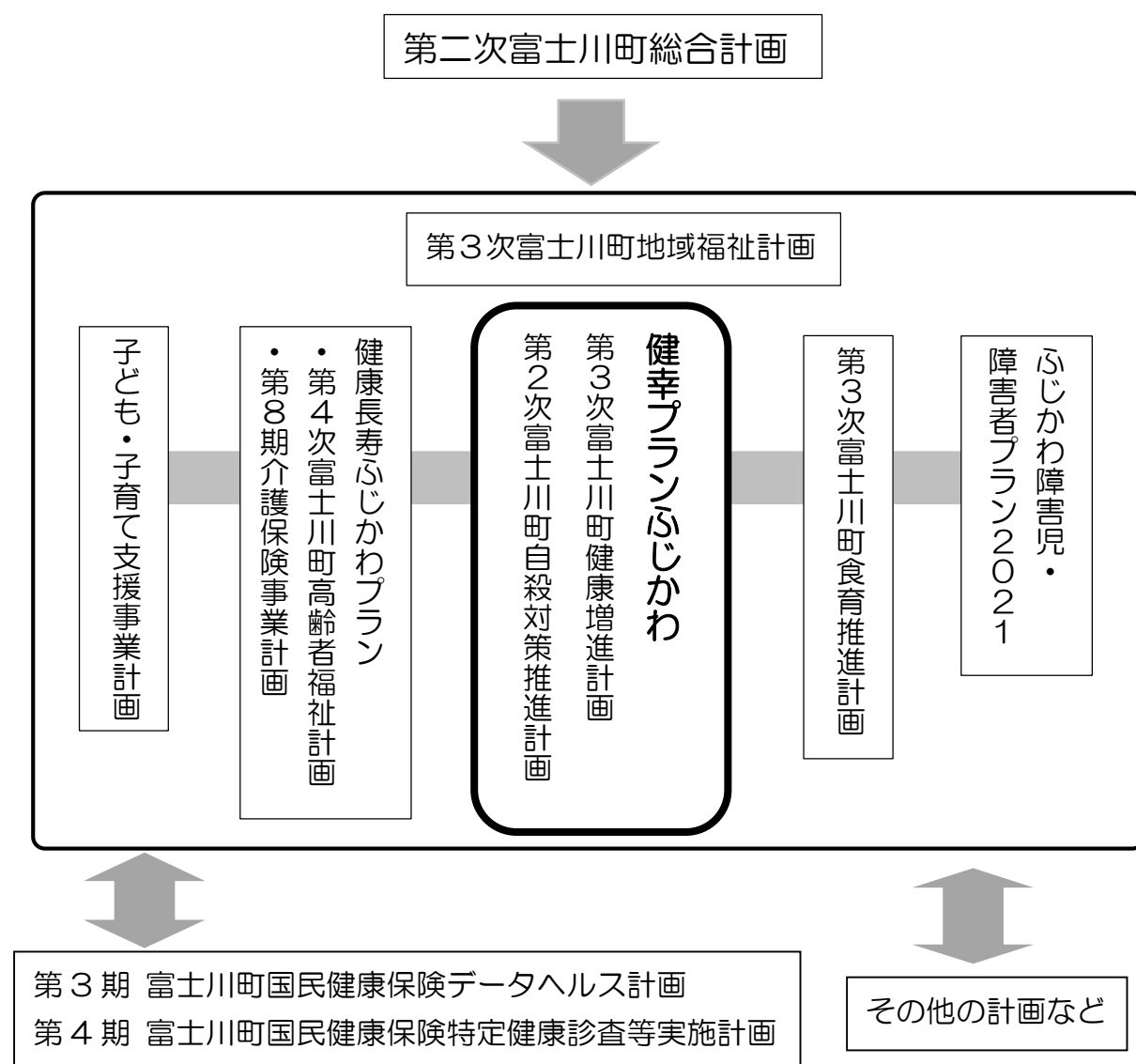
3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

4 計画の位置付け

本計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条2項の「市町村健康増進計画」、自殺対策基本法第13条第2項の「市町村自殺対策計画」を一体的に策定し、「富士川町総合計画」の基本目標である「健やかで笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、取り組みの方向性を示します。

また、本計画を推進するにあたっては、町の上位計画である「第二次富士川町総合計画」に基づき、福祉分野をはじめとする各種関連計画との整合性を図ります。



5 計画の進行管理と見直し

本計画については、毎年度実施計画を策定し、各種事業の進捗状況や目標値等の達成状況について、分析及び評価を行います。

その結果を、富士川町健康づくり推進協議会に報告し、同協議会の点検、評価を受けます。

今後、本計画は、6年毎に見直していきますが、富士川町健康づくり推進協議会において、目標の達成状況等の点検を踏まえ、見直しが必要であると判断された場合には、計画の見直しを行います。

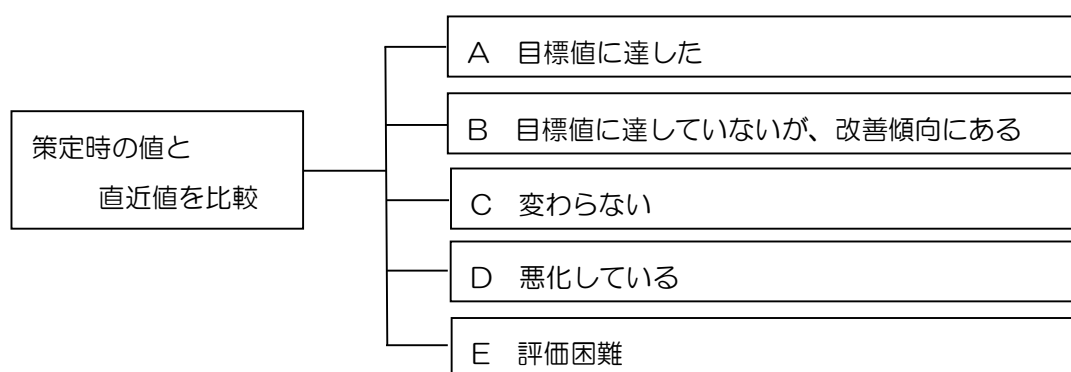
第2章 計画の評価

1 計画の評価

第2次富士川町健康増進計画及び、第1次富士川町自殺対策推進計画については、令和5年度が計画の最終年度となるため、最終評価を行い、その内容を令和6年度からの「健幸プランふじかわ」に反映することとします。

2 評価の方法

各項目に設定した目標について、以下のとおり評価を行いました。



3 目標達成状況等の評価

(1) 第2次富士川町健康増進計画

第1次富士川町健康増進計画で示した目標項目32目標に、詳細目標値が設定されており、全体では目標設定は52目標となっています。また、第2次富士川町健康増進計画作成に合わせて新たに目標を設定した5項目を加え、57目標について評価を行いました（表1）。そのうち、目標値に達した項目（評価A）は20項目で35.1%でした。高齢者の健康の項目、運動習慣に関する項目で達成がされていました。また、目標値に達していないが、改善傾向にある項目（評価B）は4項目で7.0%でした。

計画策定時から変わらない（評価C）の項目は6項目で10.5%、悪化している項目（評価D）は22項目で38.6%でした。内容としては、がん検診の受診率や生活習慣病の項目、心の健康の項目について、悪化している状況が見られました。5年間の間に、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策による、長期間の外出自粛などにより、生活様式に変化があり、これらの項目が悪化したことが考えられます。評価困難（評価E）に関しては、最新値が更新されておらず、現状値が把握できない

項目となっており、5項目8.8%でした。

表1 57の数値目標の達成状況

策定時の値と直近値を比較	指標数	率
A 目標値に達した	20項目	35.1%
B 目標値に達していないが、改善傾向にある	4項目	7.0%
C 変わらない	6項目	10.5%
D 悪化している	22項目	38.6%
E 評価困難	5項目	8.8%
合 計	57項目	100%

表2 第2次健康増進計画達成指標（全57目標）の評価

項目	目標項目	第2次作成時 指標 (平成29年)	第2次計画 目標値 (R4)	R4実績	評価
健康寿命の 延伸と 健康格差の 縮小の実現	平均寿命の 延伸	男性79.54 女性86.65 (H22)	平均寿命の増加分を 上回る健康寿命の 増加	男: 80.8 女: 87.6 (R2)	E (最新値が更新されていないため)
	健康寿命の 延伸	男性72.52 女性75.78 (H25)	健康寿命の 算出	参考: 山梨県(R1) 男: 73.57 女: 76.74	E (最新値が更新されていないため)
項目	目標項目	第2次作成時 指標 (平成28年)	第2次計画 目標値 (R4)	R3実績	評価
がん	がん検診 受診率の向上	胃: 8.3%	10.0%	12.0%	A
		肝: 26.0%	28.0%	23.2%(R2)	D
		肺: 34.5%	36.0%	21.9%	D
		大腸: 23.4%	25.0%	18.1%	D
		子宮: 16.1%	18.0%	26.1%	A
		乳: 27.8%	30.0%	25.2%	D
	目標項目	第2次作成時 指標 (平成27年)	第2次計画 目標値 (R4)	R2実績	評価
	がん検診 精密検査 受診率の向上	胃: 86.2%	100%に 近づける	83.3%	D
		肝: 63.2%		89.9%	B
		肺: 78.8%		85.6%	B
		大腸: 73.3%		75.8%	B
		子宮: 0%		28.6%	D
		乳: 96.8%		94.7%	D
項目	目標項目	第2次作成時 指標 (平成29年)	第2次計画 目標値 (R4)	R4実績	評価
循環器 疾患	メタボリックシンドロームの該当 者及び予備群の減少	男性: 31.9%	26.8%	36.0%(R3)	D
		女性: 9.8%(H27)	8.7%	12.5%(R3)	D
	特定健康診査・特定保健指導の 実施率の向上	受診率: 55.9%	59.0%	59.6%(R3)	A
		実施率: 51.4%	58.0%	50.4%(R3)	D
	健診におけるLDLコレステロー ル160mg/dl以上の者の割合が 増加しない	10.5%	7.9%	10.6%	D
糖尿病	健診におけるHbA1c有所見率が 増加しない	60.2%	55.4%	49.2%	A
CKD	年間新規透析 導入患者数	8人(H26) 7人(H27) 8人(H28)	5人以下	2人	A
	特定健診におけるeGFR60以上 (正常または軽度低下)の人の 増加	79.6%	85.0%	79.0%	C
		1508人(H28)	1600人	1258人	C

項目	目標項目	第2次作成時 指標 (平成29年)	第2次計画 目標値 (R4)	R4実績	評価
こころの 健康	睡眠で十分休養が取れていない人の割合の減少	21.2%	16.5%	27.4%	D
	自殺者割合及び自殺者の減少	0.9%	減少または増加しない	0.9%(R3)	C
次世代の 健康	全出生中の低出生体重児の割合の減少	10.0%	減少	17.9%	D
	午前7時までに起きる子どもの割合の増加	57.0%	63.0%	66.5%	A
	午後9時までに寝る子どもの割合の増加	13.0%	18.0%	23.6%	A
	女性20・30代やせ(BMI:18.5以下)の減少	27.0%	25.0%	14.7%	A
高齢者の 健康	介護保険認定率の伸びの抑制	認定率16.0%	18.0%	16.9%	A
	高齢者人口に対する認知症の方の割合	12.9%	14.0%	14.0%	A
	高齢者人口に対する一般介護予防事業への参加者の割合	10.5%	11.0%	10.3%	D
健康を支え、守るための社会環境の整備	健康づくりにつながる団体の活動の支援	活動継続中	活動の継続	活動の継続中	A
	町立施設内での敷地内・屋内禁煙実施数の増加	敷地内禁煙施設 12	17		E
		屋内禁煙施設 18	20		E

項目	目標項目		第2次作成時 指標 (平成29年)	第2次計画 目標値 (R4)	R4実績	評価
栄養・ 食生活	味噌汁の塩分濃度が 1%以下の割合の増加		96.4%	増加する	91.5%	D
	適 正 者 の 体 重 の 割 合 を 維 持 し 加 え て い く	・男性20～60歳代の肥満 (BMI25以上)の減少	25.0%	20.0%	30.0%	D
		・女性40～60歳代肥満 (BMI25以上)の減少	18.0%	15.0%	21.1%	D
		・男性75歳以上の低栄養 (BMI:20以下)の減少	20.0%	17.0%	14.8%	A
		・女性75歳以上の低栄養 (BMI20以下)の減少	31.0%	25.0%	30.0%	C
	乳幼児の保護者が食と健康に 関心を持つ割合が増加する		77.1%	90%以上	96.0%	A
身体活動・ 運動	運動習慣者の割合の増加		22.6%	25.0%	33.9%	A
	運動に関する教室の実施		運動教室 年10 回開催 筋力24地区開催	継続	16回 21地区	A
休養	睡眠で十分休養が取れていな い人の割合の減少		21.2%	16.5%	27.4%	D
飲酒	生活習慣病のリスクを高める量を飲 酒している者の割合の減少		男性8.1%	減少する	9.8%	D
			女性2.5%	減少する	6.7%	D
	妊娠中の飲酒をなくす		0.0%	0.0%	0.0%	A
喫煙	喫煙率の減少		男性27.1%	25%以下	17.0%	A
			女性 6.9%	5%以下	4.8%	A
	町立施設内での敷地内・屋内禁 煙実施数の増加	敷地内禁煙施設 12	R2.4.1の改正健康増進 法全面施行に伴い、県 が新規認定を休止		E (R2.4.1の改正健康増進法全面施行 に伴い、県が新規認定を休止したた め)	
		屋内禁煙施設 18				
	妊娠中・育児中の保護者 の喫煙防止	妊娠前喫煙率11.3%	4.0%	4.3%	B	
		妊娠中喫煙率 1.6%	0.0%	2.9%	D	
		育児中喫煙率 3.3%	0.0%	4.1%	D	
歯・ 口腔の 健康	3歳でむし歯のない児の割合の 増加		84.7%	85%以上	89.5%	A
	20歳～64歳の歯科相談者数 及び利用率の増加	239人	300人	213人	C	
		14.0%	17.0%	13.6%	C	
	口腔機能向上事業参加者 の増加		0.3%	1%以上	1.2%	A

（２）第１次富士川町自殺対策推進計画

３２の目標項目について評価を行いました（表３）。そのうち、「目標値に達した項目（評価Ａ）」は１３項目で４０．６％でした。ネットワーク会議や研修会、相談会の実施についての項目で達成されていました。また「目標値に達していないが、改善傾向にある項目（評価Ｂ）」は３項目で９．４％でした。計画策定時から「変わらない項目（評価Ｃ）」は７項目２１．９％、「悪化している項目（評価Ｄ）」は８項目で２５．０％でした。特に、相談者数や会員数において減少が見られました。「評価困難項目（評価Ｅ）」は、評価指標から正確な数値を出すことができなかった項目であり、１項目３．１％でした。

表３ ３２の数値目標の達成状況

策定時の値と直近値を比較	指標数	率
A 目標値に達した	１３項目	４０．６％
B 目標値に達していないが、改善傾向にある	３項目	９．４％
C 変わらない	７項目	２１．９％
D 悪化している	８項目	２５．０％
E 評価困難	１項目	３．１％
合 計	３２項目	１００．０％

表4 第1次自殺対策推進計画 達成指標（全32目標）の評価

項目	目標項目	第1次作成時 指標 H29年度	第1次計画 目標値 (R4)	R4	評価
地域・役場組織内におけるネットワーク強化	自殺対策庁内検討委員会	年1回開催	1回以上/年	1回	A
	健康づくり推進協議会	年1回開催	1回以上/年	2回	A
	民生委員児童委員推進協議会	年6回開催	6回以上/年	6回	A
	虐待等防止ネットワーク協議会	年1回開催	1回以上/年	1回	A
	要保護児童対策地域協議会	年1回開催	1回以上/年	1回	A
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修	1回/年	5回/年	1回	C
	研修会アンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70%	—	E
	地域ケア会議開催回数	4回/年	12回/年	20回	A
住民への啓発と周知	町内リーフレット設置窓口	1か所	5か所	2か所	B
	ゲートキーパー養成研修での配布	1回/年	5回/年	1回	C
	裏面印刷封筒の作成利用枚数	6,400枚	6,400枚	5,900枚	D
生きることの促進要因への支援	人権啓発事業	2回/年	2回/年	2回	A
	ひきこもり支援事業（地域活動支援センター）の相談員数	—	2人	1人	B
	ひきこもり支援事業（地域活動支援センター）の居場所づくり	—	1か所	1か所	A
	相談件数（峡南圏域相談支援センター）	2,350件	2,750件	2,318件	C
	こころの健康相談実施回数	3回/年	4回/年	3回	C
	消費生活相談出前講座	6回/年	6回以上/年	3回	D
若年層への支援の強化	エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を使った産後2週間産婦健康診査の実施	—	100%	78.1%	B
	富士川町いじめ問題対策連絡協議会の設置	—	協議会を設置し、年1回以上開催	R4.11設置1回	A
	富士川町立学校いじめ問題専門委員会の設置	—	委員会を設置し、事案発生時に開催	R4.11設置2回	A
	子どもに関わる支援者へのゲートキーパー養成研修の実施	—	1機関以上/年	1機関	A

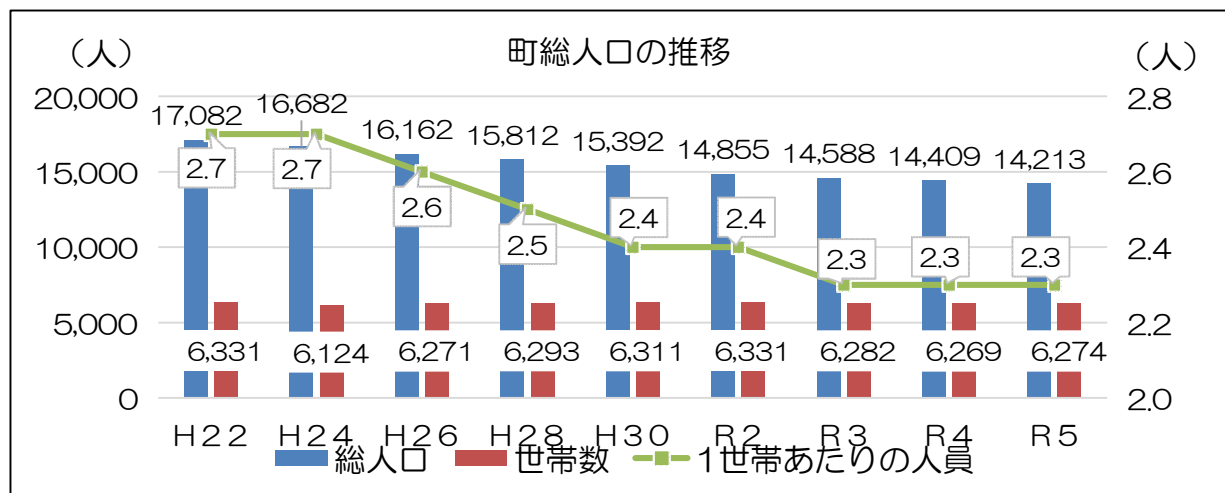
項目	目標項目	第1次作成 指標 H29年度	第1次計画 目標値	R4	評価
高齢者への支援の強化	一般介護予防教室の参加人数(100歳体操、いきいき筋力教室、こつこつ教室等)	531人	550人	513人	C
	〃 高齢者人口に対する割合	10.5%	11.0%	10.3%	C
	認知症カフェ開催箇所数	1か所 月1回	1か所 月2回	1か所 月1回	C
	認知症サポーター養成者数	1,526人	1,830人	2,537人	A
	要介護認定率	15.6%	16.4%	16.9%	D
	老人クラブ会員数	616人	650人	258人	D
	生活支援サポーター養成講座の開催回数	3回/年	4回/年	未実施	D
	生活支援サポーター養成者数	20人	30人	48人	A
失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化	生活保護に関する相談	27世帯	40世帯	12世帯	D
	自立支援相談員数	2人	3人	1人	D
	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)の利用者率	29.4%	44.1%	7.0%	D

第3章 町民の健康状況

1 少子・高齢化の進行

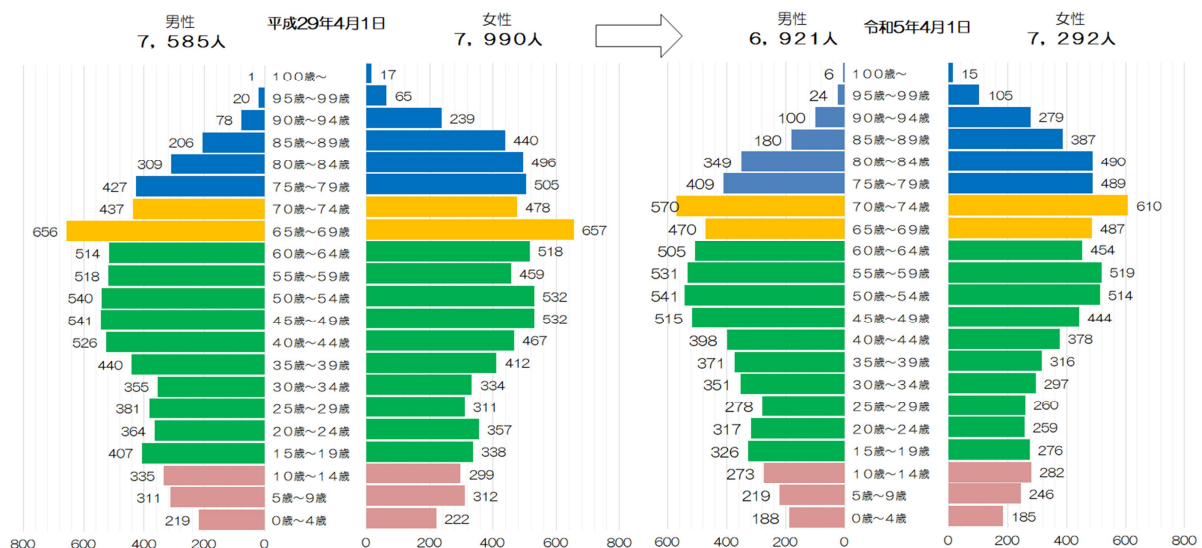
(1) 総人口の推移と人口ピラミッド

町の総人口は、平成22年の合併後年々減少傾向にあり、合併後13年で人口は約2,000人減少し、平均で毎年約200人減少しています。世帯数はほぼ横ばいであるものの、1世帯当たりの平均人員は減少し続けていることが分かります。



資料) 富士川町戸籍調べ 令和5年4月1日現在

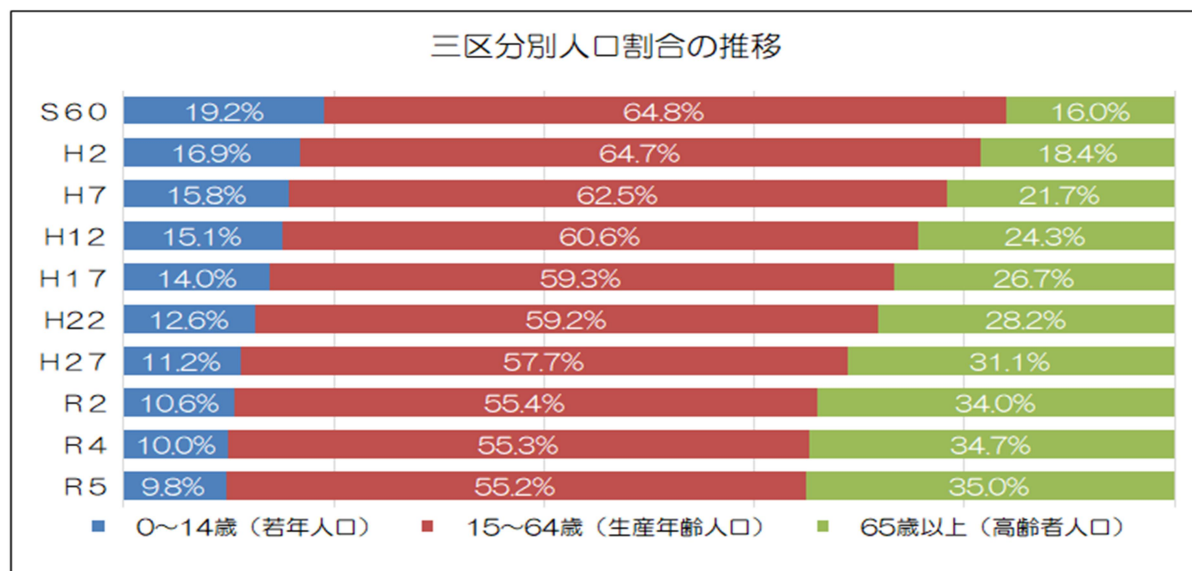
平成29年と令和5年の人口ピラミッドを比較してみると、全体的に細くなり、特に若い年代の人口が少なくなっています。長期の少子化による全体的な人口減少とさらなる少子高齢化が顕著になっています。



資料) 富士川町戸籍調べ 令和5年4月1日現在

（２）年齢三区分別人口構成

年次推移を見ると、年少人口の割合と生産年齢人口の割合は、減少傾向が続いています。反対に高齢者人口の割合は増加してきています。

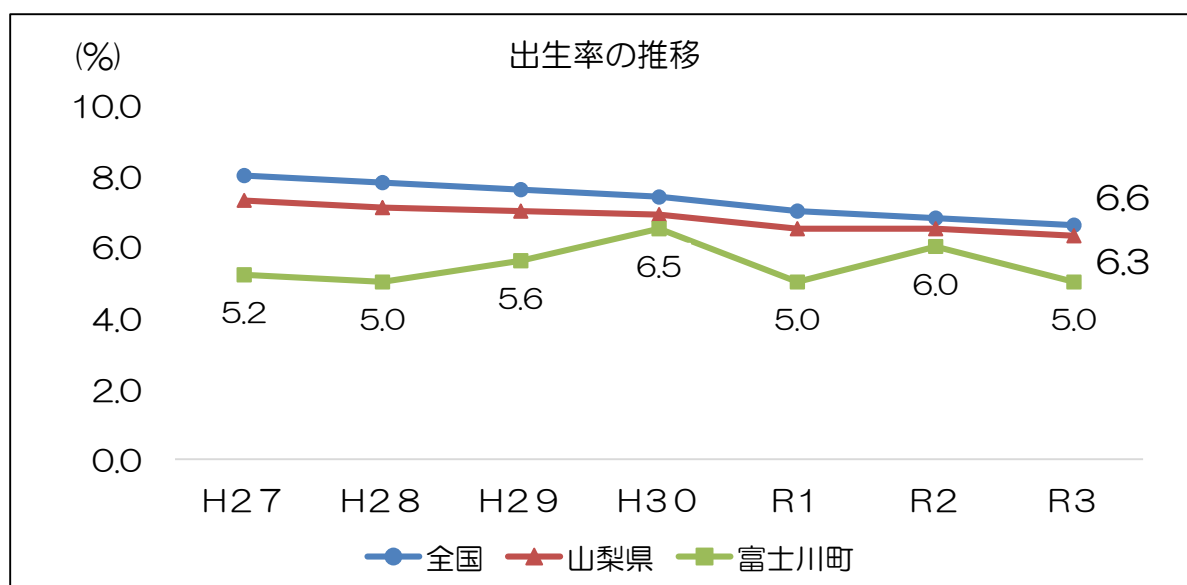


資料）山梨県「国勢調査時系列データ」

資料）富士川町戸籍調べ 令和2・4・5年4月1日現在

（３）出生率

年次推移をみると、国、県とも出生率が低下し続けており、令和3年度の出生率では全国6.6%、県6.3%となっています。町では平成30年度と令和2年度に増加がみられたものの、国・県より低い出生率で推移しています。

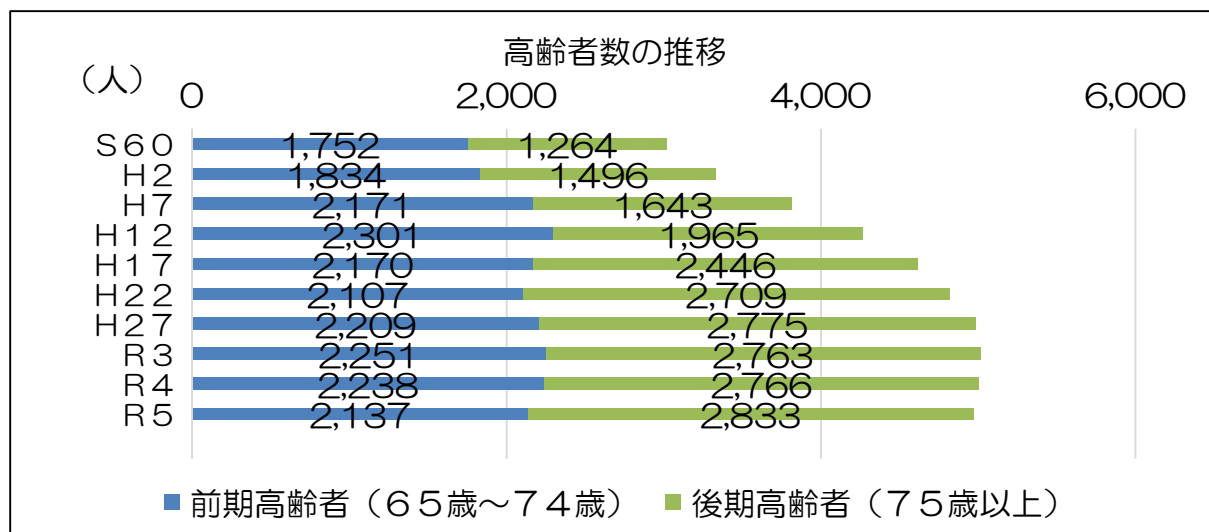


資料）山梨県「人口動態統計」

(4) 高齢者数・高齢化率

【65歳以上の人口】

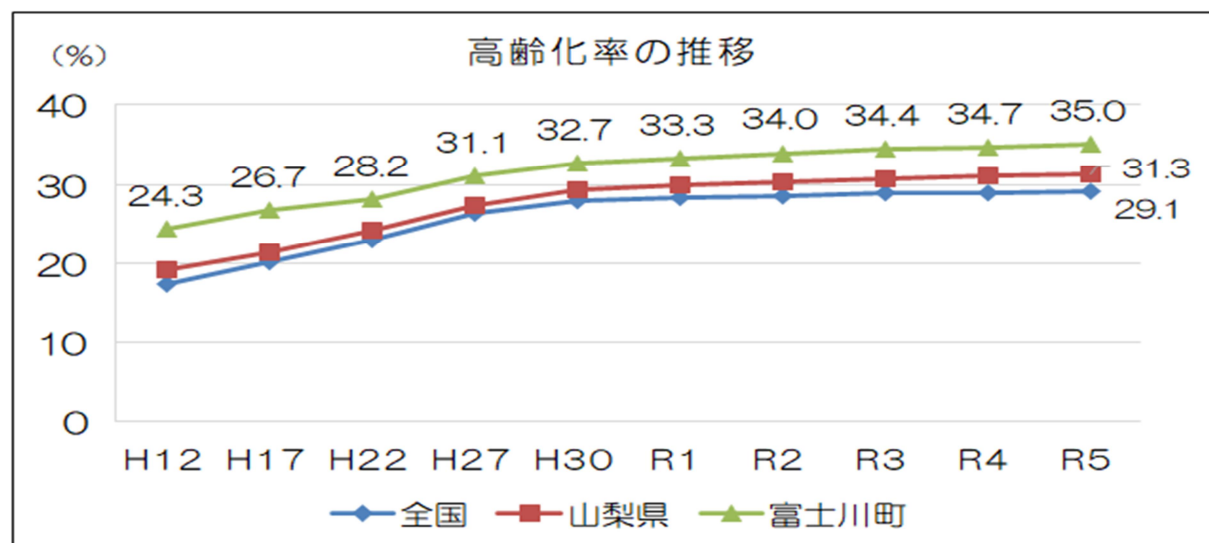
65歳以上の高齢者数は年々増加傾向にありましたが、平成27年からほぼ横ばいで推移しています。高齢者の内訳として、平成12年までは後期高齢者より前期高齢者人口が多い状況でしたが、平成17年以降、逆転し、前期高齢者より後期高齢者人口が多くなっています。令和3年からは65歳以上の人口がやや減少していることから、今後高齢者数が穏やかに減少していくことが予想されます。



資料) 富士川町戸籍調べ 令和5年4月1日現在

【高齢化率の推移】

町の高齢化率は、年々上昇しており、国、県を上回っています。高齢者数は減少していますが、人口も減少していることから、高齢化は進むことが予測されます。

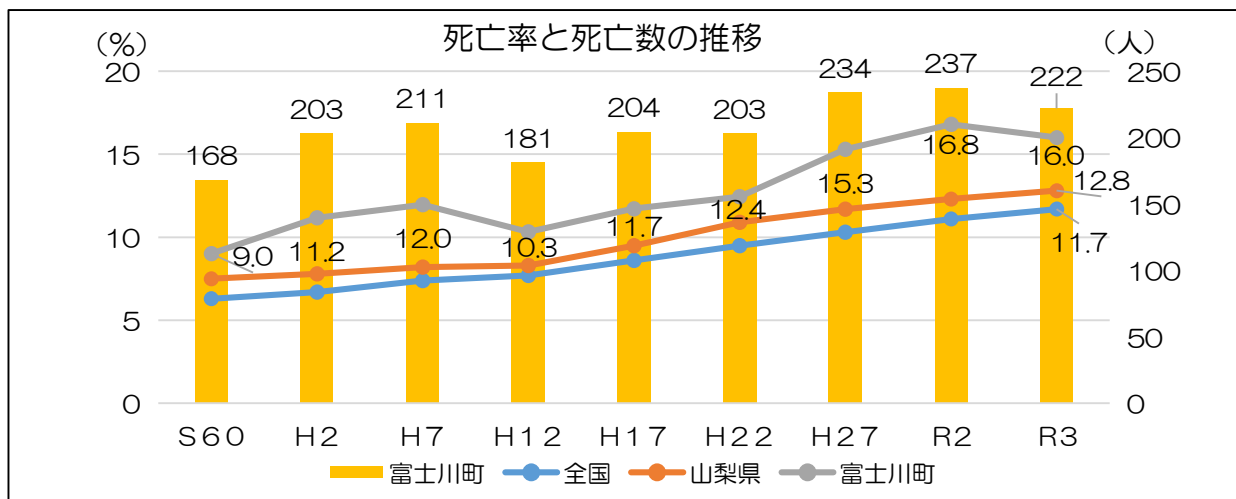


資料) 富士川町戸籍調べ 令和5年4月1日現在

山梨県「高齢者福祉基礎調査結果概要」

（５）死亡率

町の死亡率は、高齢化の影響を受け、国、県の平均を上回って推移しています。特に平成 12 年度から増加傾向を示しています。町の死亡数は増減を繰り返しながら推移しています。



資料) 山梨県「人口動態統計」

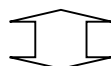
（６）平均寿命・健康寿命

平均寿命は、国、県、町とも年々延びています。平均寿命は、男性よりも女性の方が長く、約 7 歳の差があります。県の健康寿命はわずかではありますが上昇傾向にあります。平均寿命の延びとともに健康寿命を延ばしていき、その差を縮めていくことが必要になってきます。

平均寿命

(歳)

	男性			女性		
	全国	山梨県	富士川町	全国	山梨県	富士川町
H22	79. 6	79. 5	79. 2	86. 3	86. 7	86. 1
H27	80. 8	80. 9	80. 9	87. 1	87. 2	87. 3
R2	81. 6	81. 7	80. 8	87. 7	87. 9	87. 6



健康寿命 (山梨県)

(歳)

	男性	女性
H22	71. 2	74. 5
H25	72. 5	75. 8
H28	73. 2	76. 2
R1	73. 6	76. 7

資料) 山梨県「人口動態統計」

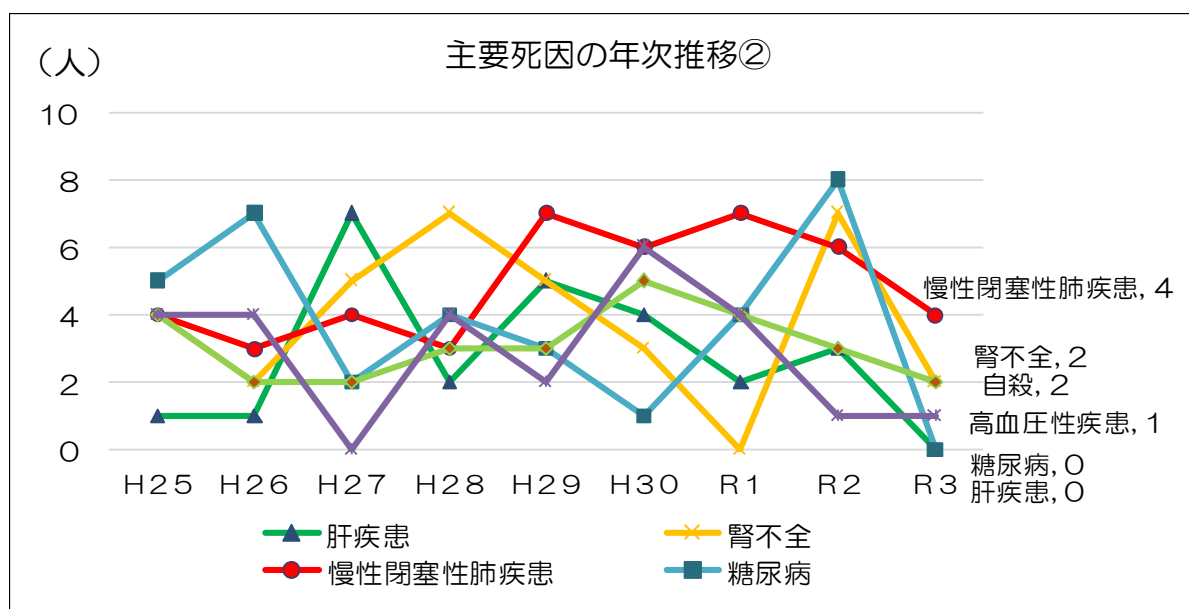
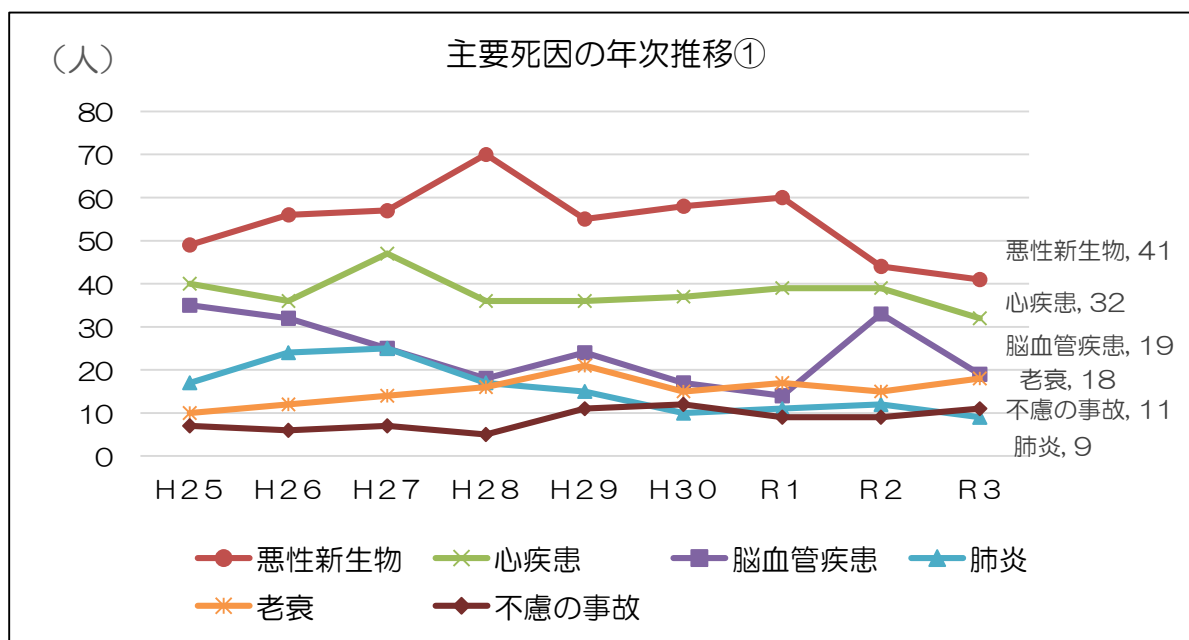
資料) 厚生労働省「市町村別生命表」

資料) 厚生科学審議会健康日本 21 (第二次)
推進専門委員会「都道府県別健康寿命」

2 疾病構造・健康状態の変化

(1) 主要死因

悪性新生物は例年最も高く、死亡者数はほぼ横ばいで推移しています。しかし、循環器疾患である心疾患、脳血管疾患の死亡を合わせると、悪性新生物よりも死亡数が多い状況です。

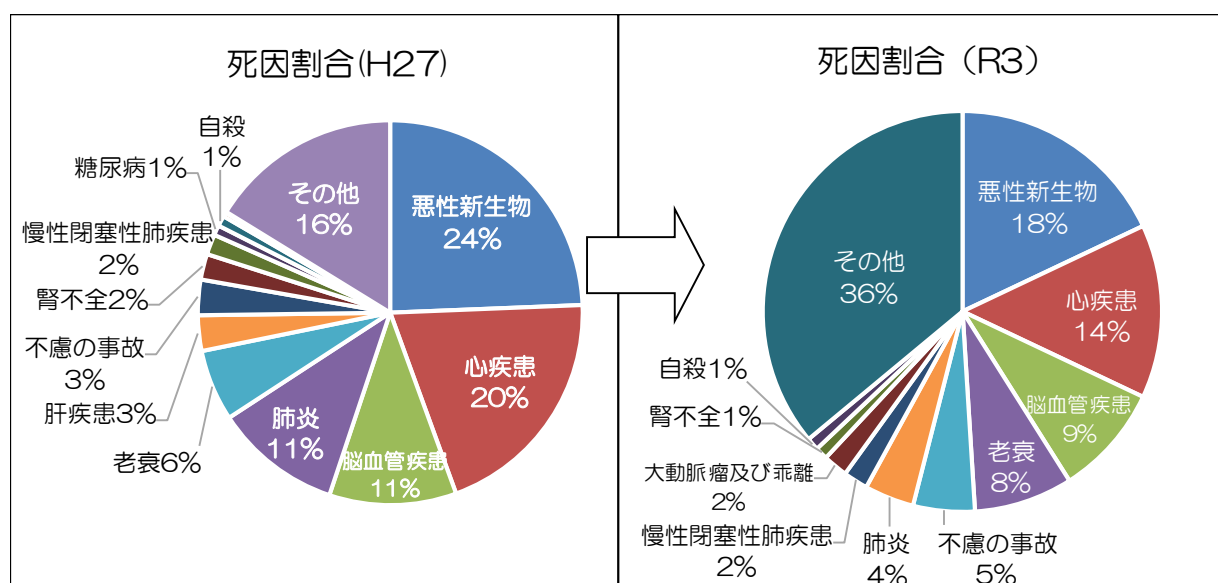
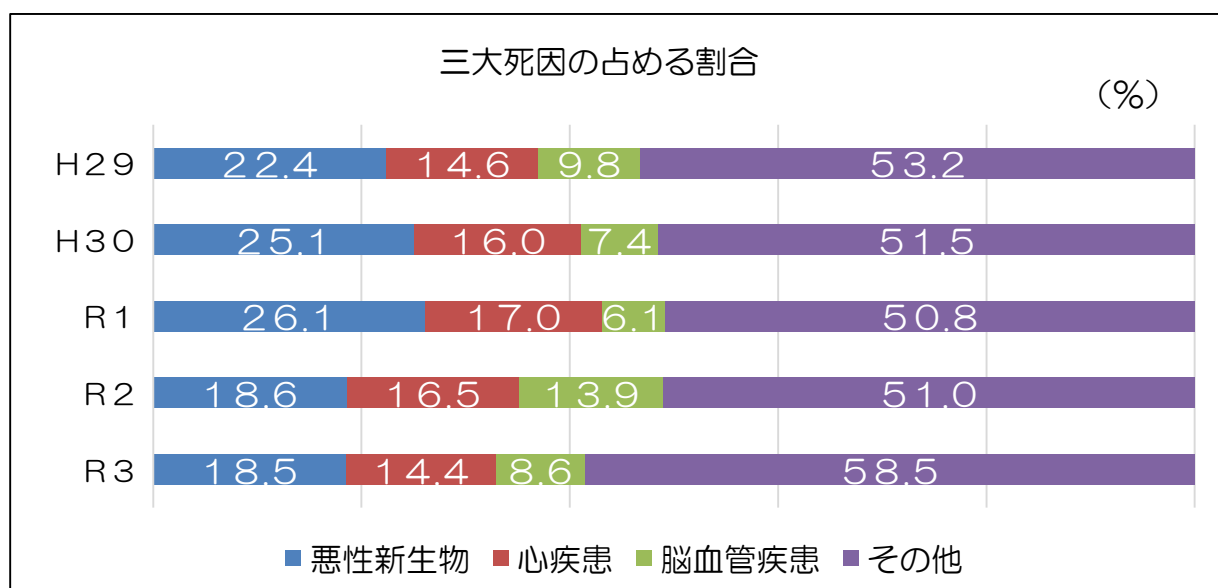


資料) 山梨県「人口動態統計」

(2) 死因割合

死因のうち、1位は悪性新生物、2位心疾患、3位を脳血管疾患が占めています。令和元年度までは、三大死因の占める割合が増加し、特に悪性新生物が全体の4分の1を占めています。しかし、令和2年度からは三大死因の占める割合が減少し、その他が58%まで増加しています。

平成27年度と令和3年度の死因割合を比較してみると、令和3年度では三大死因が減少した代わりに、その他の項目が20%も増加しています。この「その他」の項目については、誤嚥性肺炎、間質性肺炎、アルツハイマー病、パーキンソン病などが含まれています。

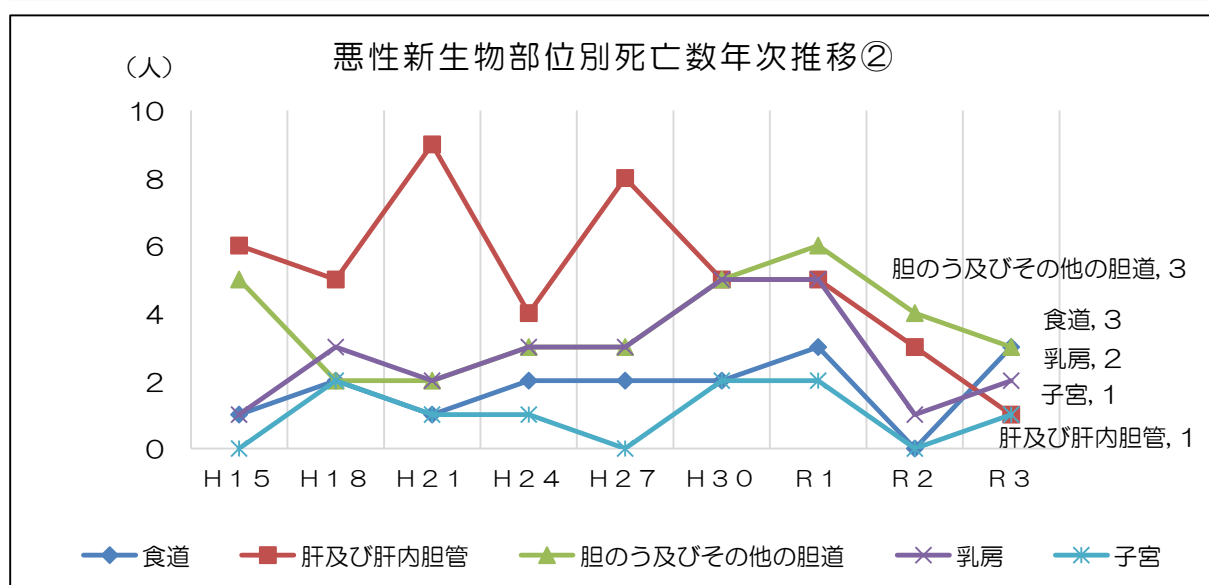
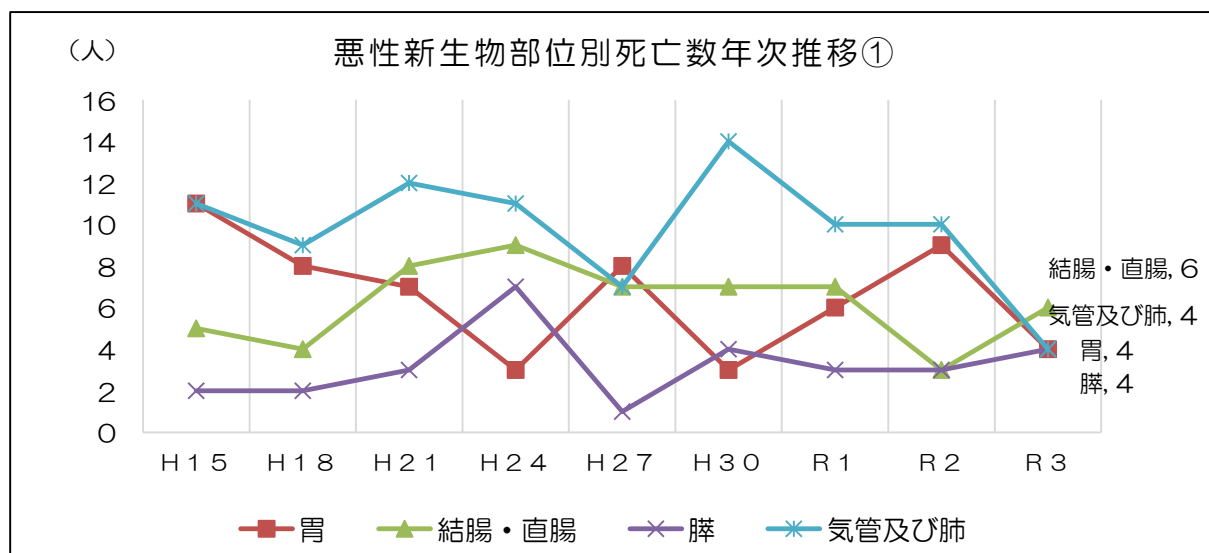


資料) 山梨県「人口動態統計」

(3) 悪性新生物

【がん部位別死亡の状況】

町のがんの部位別内訳では、増減はあるものの令和3年度は、結腸・直腸がん、気管及び肺がん、胃がん、膵がんでの死亡者数が多い状況です。

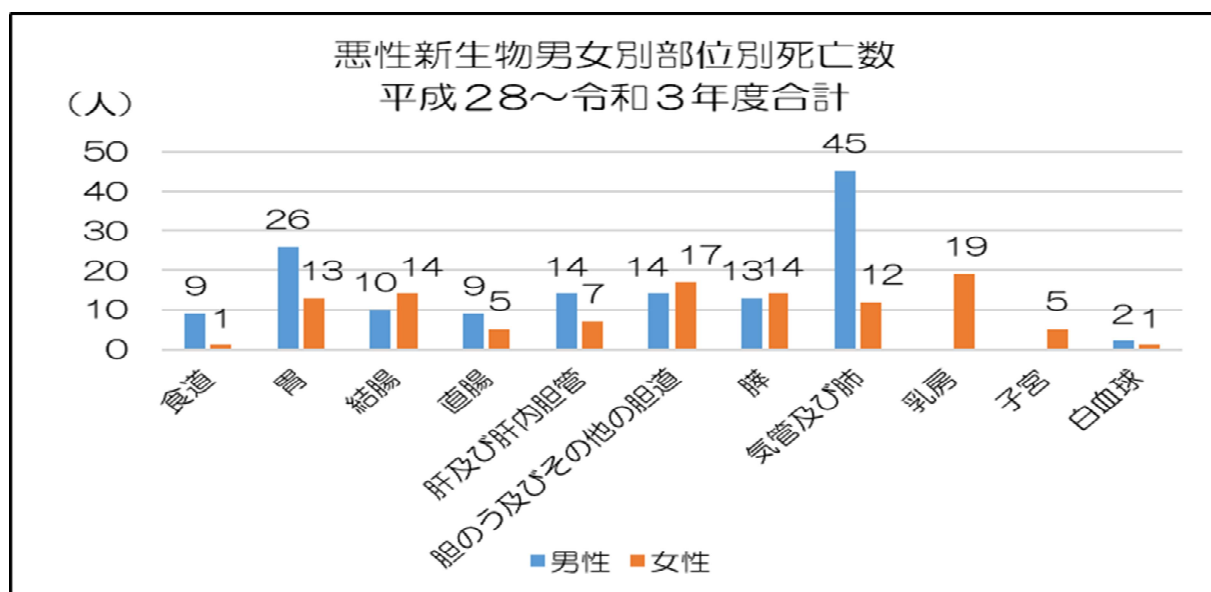


資料) 山梨県「人口動態統計」

【がん男女別部位別死亡数】

男女別をみると、男性では、気管及び肺がんが最も多くなっており、次に胃がんが多くなっています。女性では乳房がんが最も多いことがわかります。

男女の性差については、気管及び肺がんについては喫煙習慣が、肝内及び肝内胆管がんではアルコール摂取の差が影響していることが考えられます。



資料) 山梨県「人口動態統計」

(4) がん検診の受診率の推移

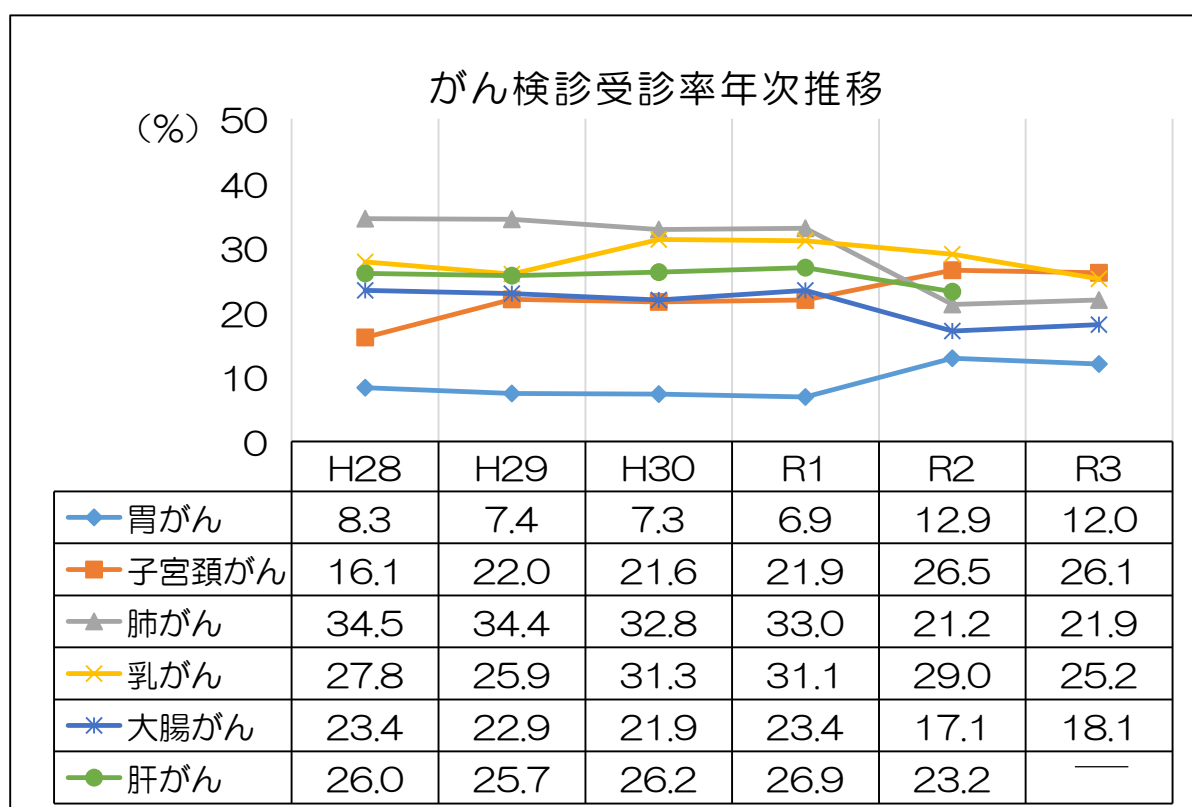
【がん検診受診率の推移】

がん検診の受診率は、全ての検診について、県の受診率を上回っています。年次推移を見ると、子宮頸がん検診は横ばい、肺がん・乳がん・大腸がん・肝がん検診は、ゆるやかな減少傾向です。令和2年度以降は、新型コロナウイルス流行の影響で、健康診断受診者数の減少が影響していると考えられます。

町の悪性新生物男女別部位別死亡数より、男性では気管及び肺がん・女性では乳がんが多いことが分かりますが、がん検診受診率は、どちらも減少傾向にあります。がんの早期発見のため、引き続きがん検診の啓発活動が重要です。

※胃がん検診について、令和元年度までは、X線検査のみの受診率、令和2年度以降はX線・内視鏡検査の受診率となるため、グラフに偏りがあります。

※平成28年度から、それ以前と算出方法が異なるため、平成27年度以前のデータは省略します。



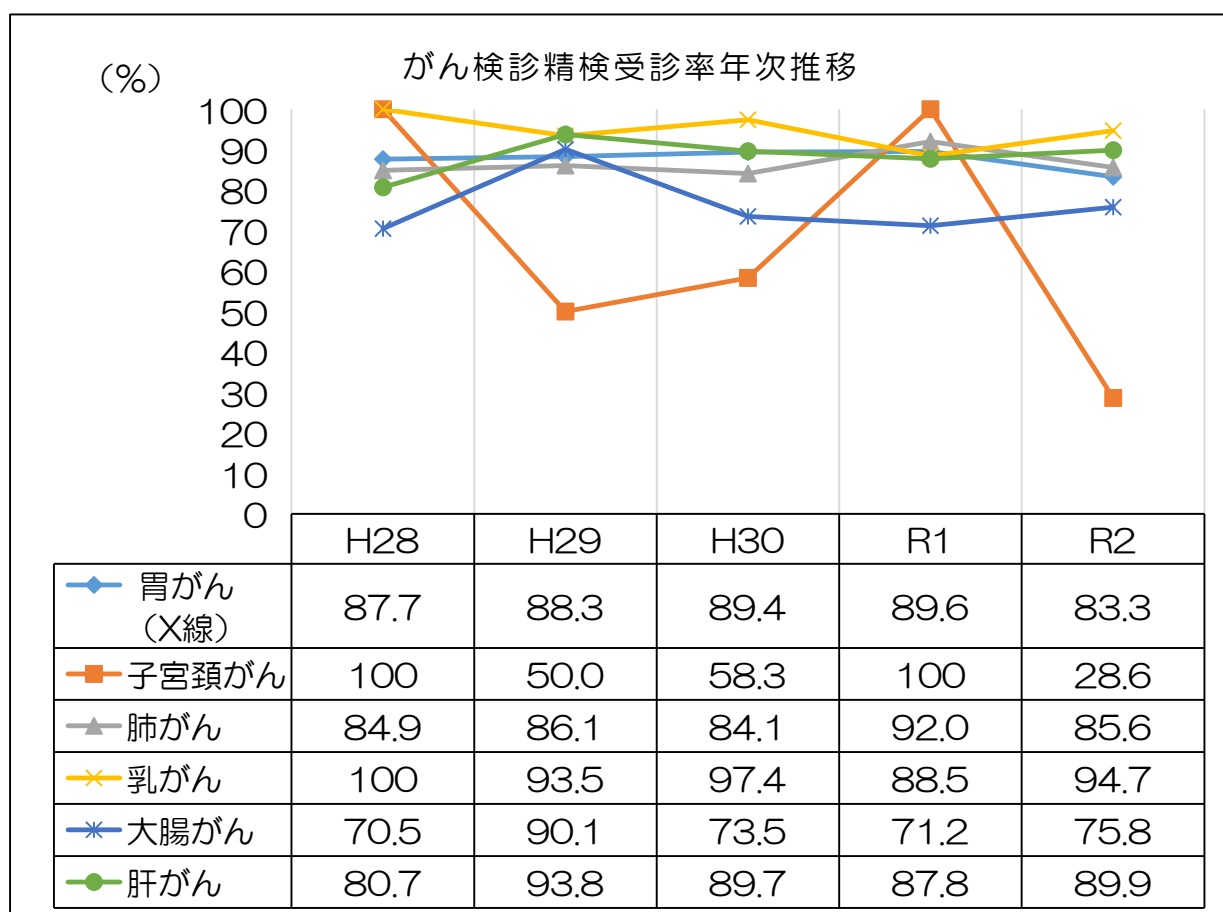
資料) 山梨県生活習慣病検診管理指導協議会における課題検討結果報告

【がん検診精密検査受診率の推移】

精検受診率は、いずれも県の受診率をほぼ上回っています。国が掲げている目標値は、乳がんのみ達成しています。大腸がん検診の精密検査について、大腸内視鏡検査に伴う身体的な負担や、現病歴の痔核を理由に受診をしないという声が聞かれます。しかし、がん部位別死亡数では、結腸・直腸がんが最も多いため、精密検査への受診勧奨が重要となります。子宮頸がん検診の精密検査について、令和３年度から対象者に対する受診勧奨方法が確立したため、今後の受診率の変化に、期待ができます。

三大死因の占める割合より、悪性新生物による死因割合が減少傾向にあります。精密検査の受診が、がんの早期発見に繋がる一因の可能性もあります。引き続き、精密検査受診に繋がる勧奨活動が重要と考えます。

※胃がん検診について、X線検査のみの精密検査受診率を掲載してあります。



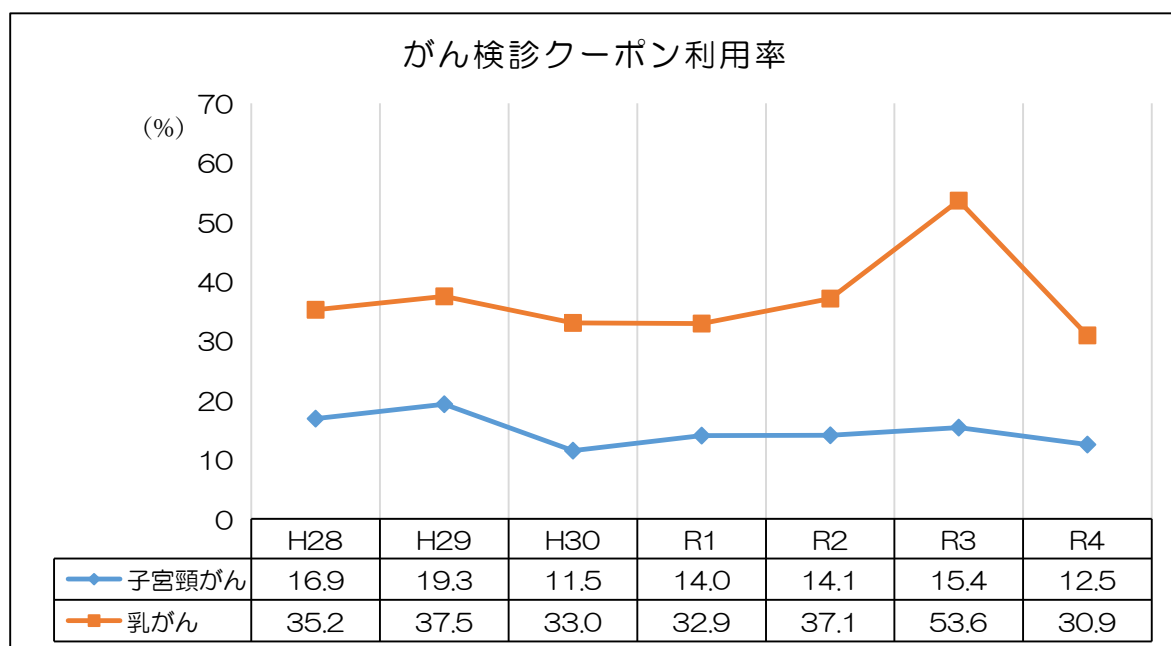
資料) 山梨県生活習慣病検診管理指導協議会における課題検討結果報告

【無料クーポン券による検診受診状況】

町では、がん検診の啓発のため、子宮頸がん検診では21歳女性、乳がん検診では41歳の女性を対象に、無料クーポン券を発行しています。

子宮頸がん検診は1割程度を推移しており、乳がん検診は増減を繰り返しています。新型コロナウイルス流行によるクーポン利用率への大きな影響は見られないことから、子宮がん・乳がん検診への関心が一定数存在することが伺えます。しかし、利用率について明らかな増加が見られない現状もあります。

町の悪性新生物男女別部位別死亡数より、女性の乳がん死亡数が多いことから、クーポンを利用した手軽に受けられる乳がん検診の啓発等、がん検診の受診に繋げる対策が必要です。



資料) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業報告

(5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の状況

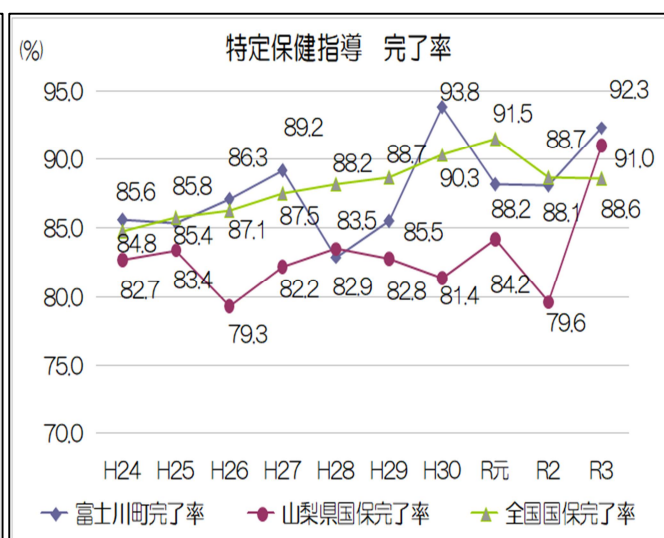
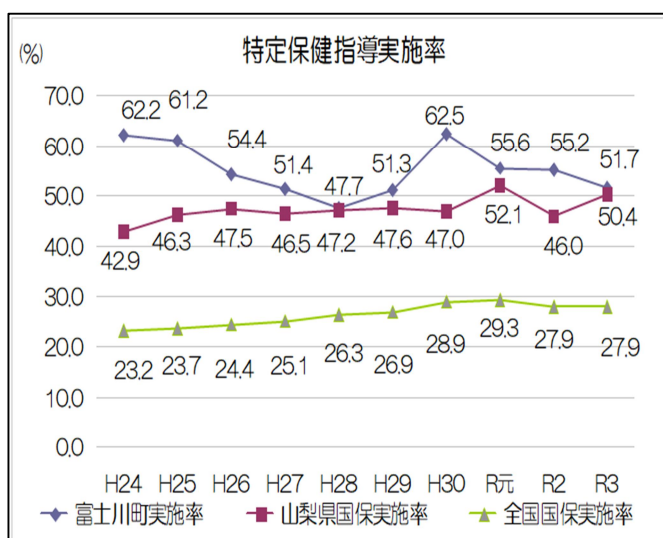
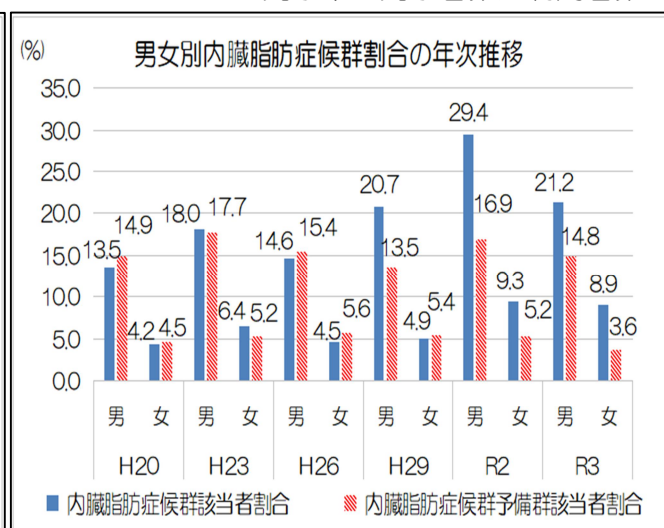
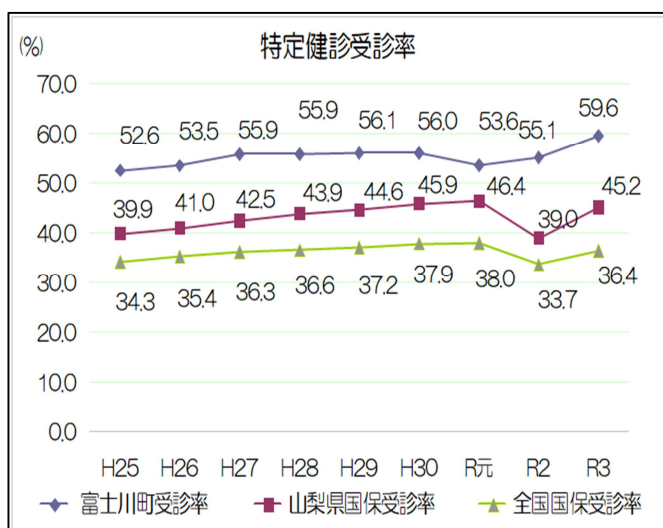
特定健診は、国民健康保険被保険者の40歳～74歳を対象に実施しており、受診率は横ばいです。また、保健指導実施率は国・県を上回って推移しており、完了率は90%前後となっています。特定保健指導の完了率が高いものの、実施率は55%前後と低下傾向であり、特定保健指導の実施率の向上が課題となっています。特定保健指導は、繰り返し対象になることで意欲が低下してしまう方がいることや、40歳～60歳代の対象者は仕事をしている方が多く、特定保健指導の利用に繋がりにくい現状があります。

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及び予備群は、令和3年度は該当者及び予備群が男性36.0%、女性12.5%となっており、該当者、予備群共に男性の割合が高くなっています。

メタボリックシンドロームは、様々な生活習慣病につながるため、食生活や運動習慣の見直しなどを通して住民の健康意識を高める取り組みが必要です。

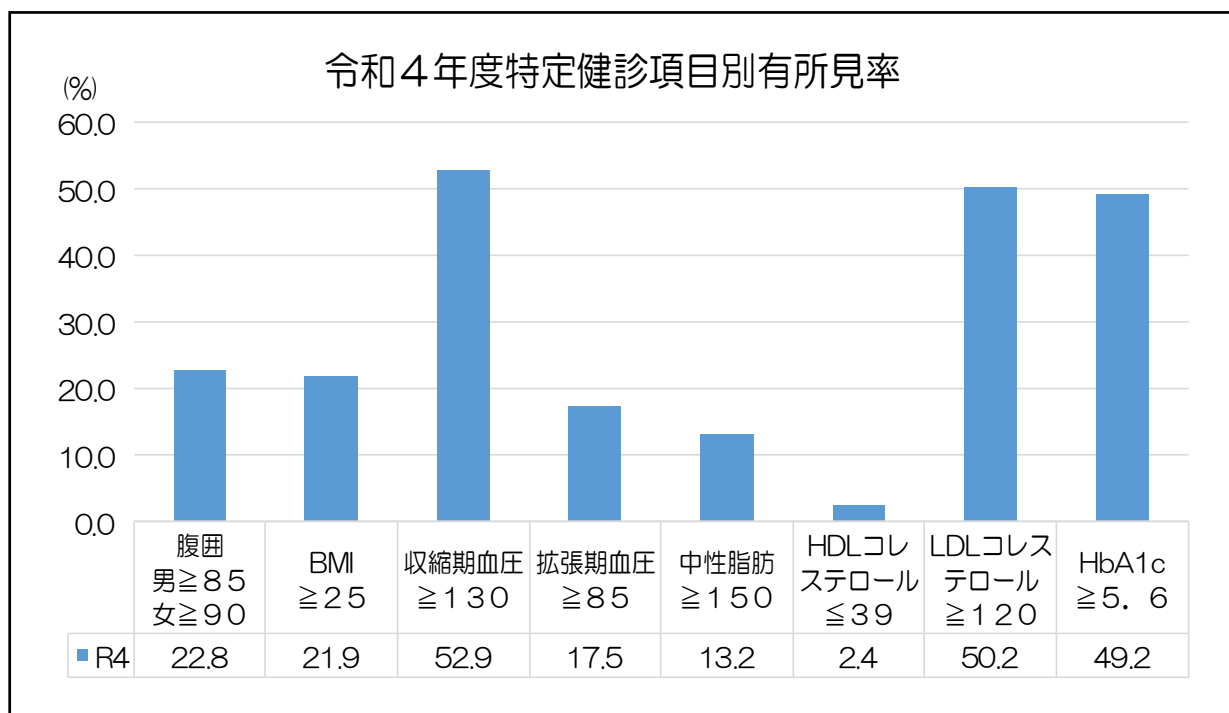
※実施率は完了者数／対象者数

※完了率は完了者数／利用者数



(6) 特定健診項目別有所見率

令和4年度の健康診査結果から、健診項目における有所見率の1位は収縮期血圧 ≥ 130 mmHg、2位はLDL コレステロール ≥ 120 mg/dl、3位はHbA1c $\geq 5.6\%$ でした。いずれも生活習慣病に関する項目であり、食生活の乱れ、運動不足、喫煙、過度の飲酒やストレスなどが要因となります。そのため、町民が自身の健康の保持・増進に取り組むことができるよう、健康教育や保健指導を着実に実施し、生活習慣病予防に取り組むことが重要です。



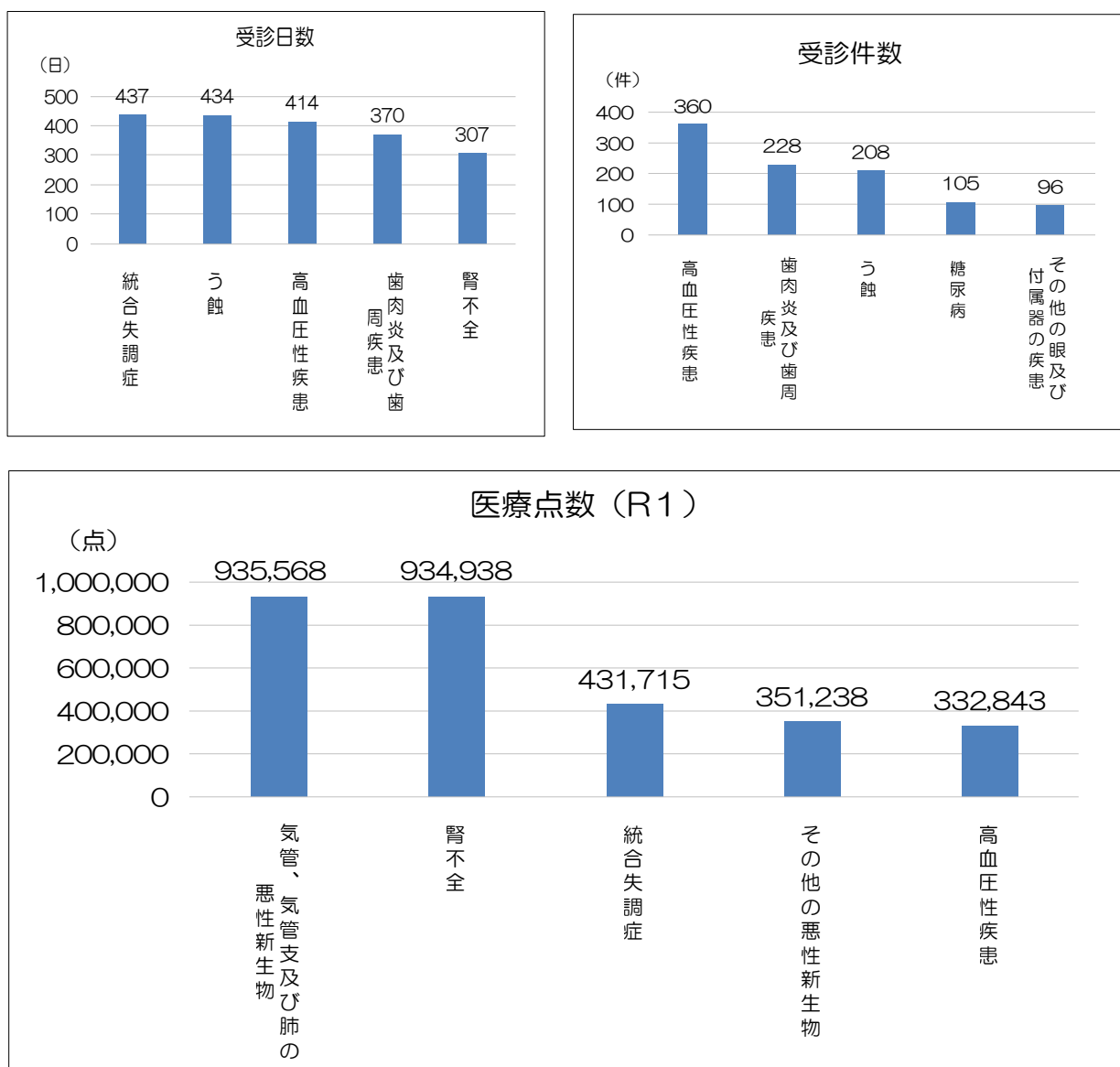
資料) 令和4年度総合健康診査結果

（７）国民健康保険疾病分類統計（以下：国保疾病統計）等から見た状況

受診件数の第１位は高血圧性疾患、受診日数の１位は統合失調症となっています。医療点数においては、１位が気管、気管支及び肺の悪性新生物、２位は「新たな国民病」と言われる腎不全となっています。腎不全の末期となり、透析が必要となると本人の生活の質が低下するだけでなく、医療費が高額になります。そのため、腎不全の予防は、生活の質の確保と医療費削減の観点から、重要な対策であると考えられ、生活習慣病対策など、腎不全を予防する対策を強化していく必要があります。

また、生活習慣病の一つである「歯周病」が含まれる歯肉炎及び歯周疾患の受診件数・受診日数は増加してきており、歯周病予防対策も必要であると考えます。

【国民健康保険加入者 疾病分類別受診状況（令和元年度５月診療分）】

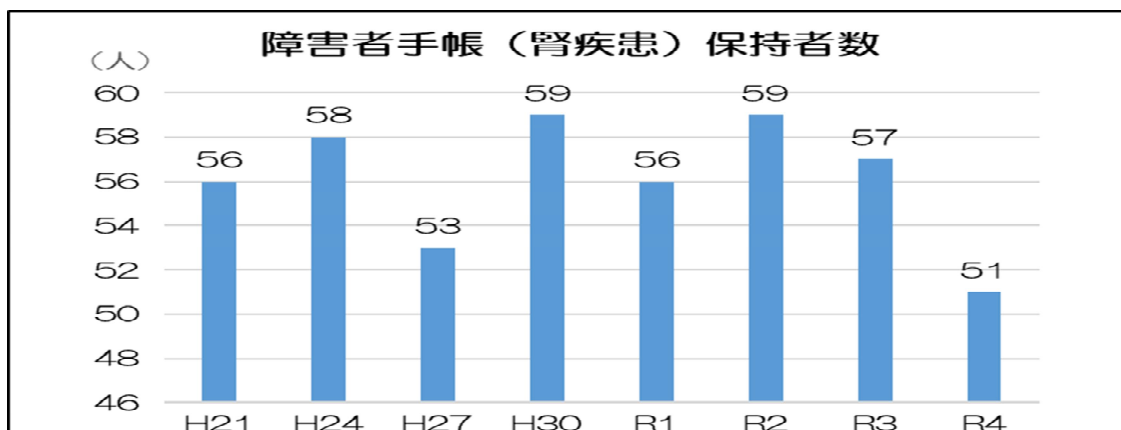


資料）山梨県「国民健康保険疾病分類統計」

（８）透析療法の状況

【障害者手帳（腎臓疾患）】

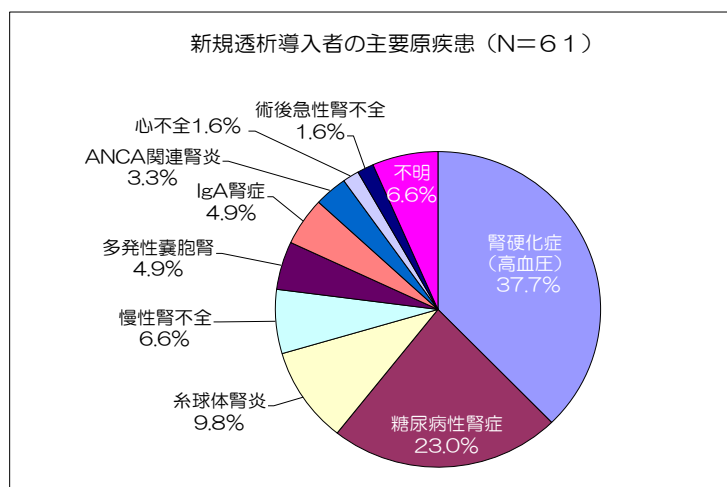
腎臓疾患による身体障害者手帳の交付状況は、ここ数年 50 件前後で推移しています。高度に低下した腎機能は戻ることがないため、腎機能低下傾向にある者が、更なる腎機能の悪化を予防することにより、「透析導入時期をいかに遅らせることが出来るか」への対策が重要です。



資料）福祉保健課障害担当調べ

【新規透析導入者の主要原疾患】

新規透析導入者（５年間計３２名の内訳）は、平成３０年度８人、令和元年１０人、令和２年度７人、令和３年度５人、令和４年度２人と推移してきています。人工透析を開始する原因となった疾患をみると、第１位が腎硬化症、第２位が糖尿病性腎症でした。腎硬化症は、高血圧による動脈硬化が原因となって起こるものです。生活習慣病である糖尿病と高血圧が原因となった者を合わせると、全体の６割を占めることになります。また、原因疾患が「慢性腎不全」や「不明」の方のほとんどが、既往歴や現病歴に高血圧がありました。このように透析に至った者の原因疾患や既往歴、現病歴から見ても、生活習慣病対策、特に高血圧や糖尿病への対策が必要です。



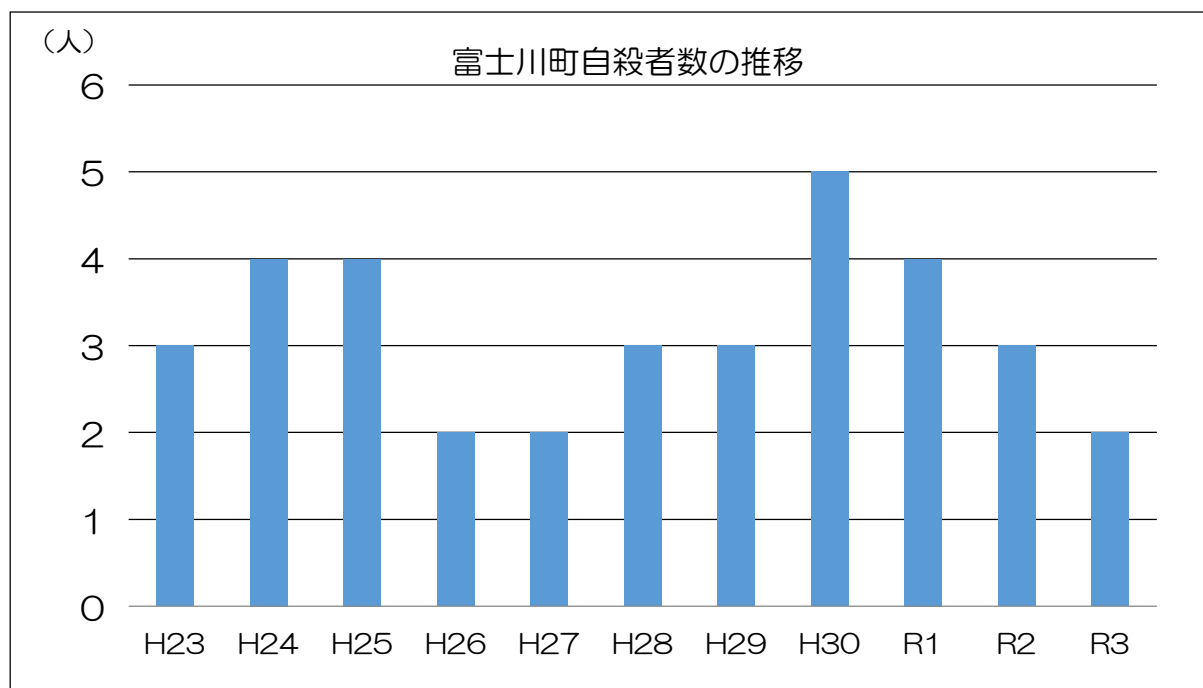
資料）自立支援医療（更生医療）

意見書における「原傷病名」より

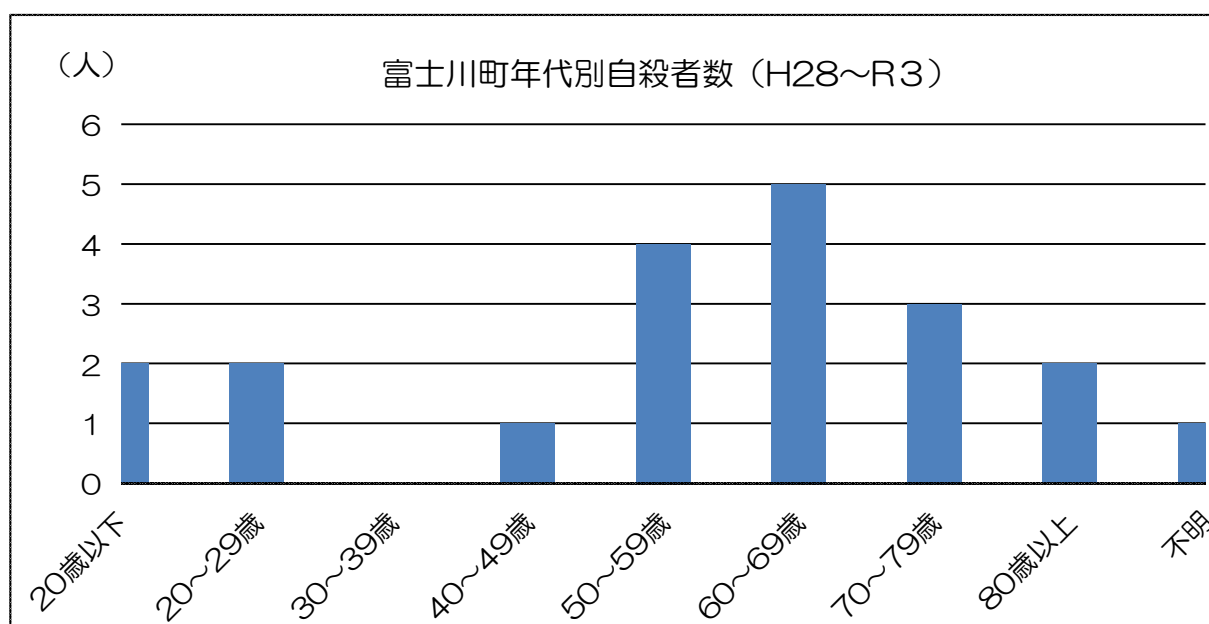
(9) 自殺者数

富士川町の自殺者数は、年平均3名前後とほぼ横ばいで推移し、性別では男性が女性より多い傾向にあります。

年代別では、50歳代、60歳代が多いが、20歳以下も2名いるため、若年層への支援も重要であると考えられます。



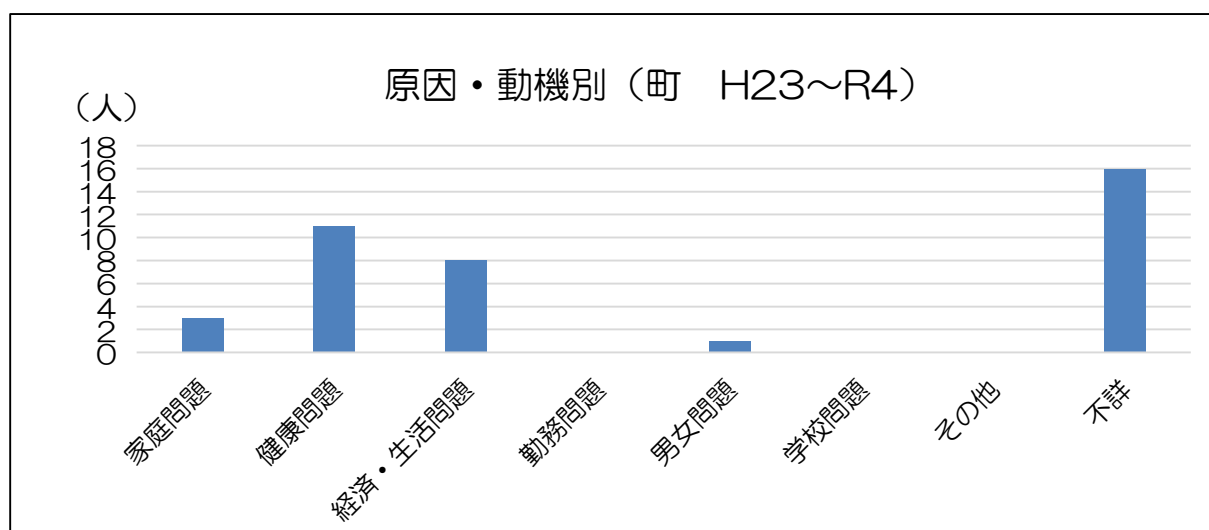
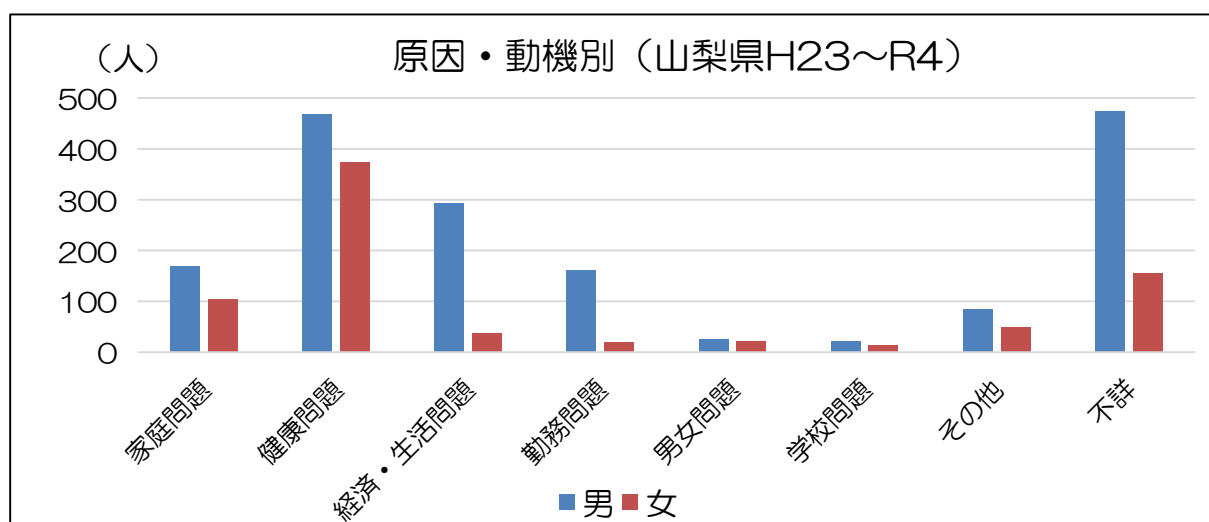
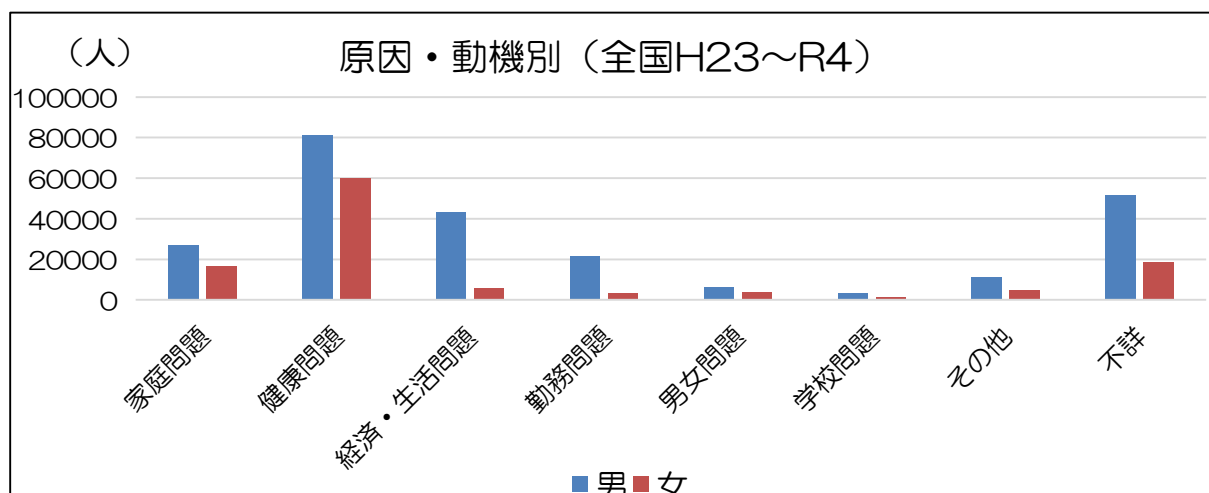
資料) 山梨県人口動態統計



資料) 「地域における自殺の基礎資料」 厚生労働省

(10) 自殺者の背景

自殺の原因・動機では、国・県・町ともに健康問題が最も多く、次に経済・生活問題が挙げられています。



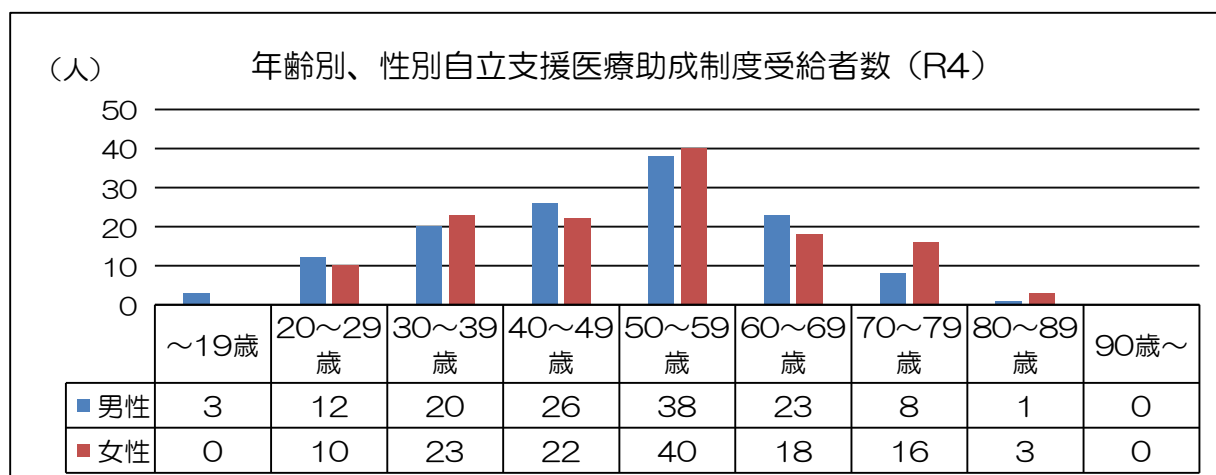
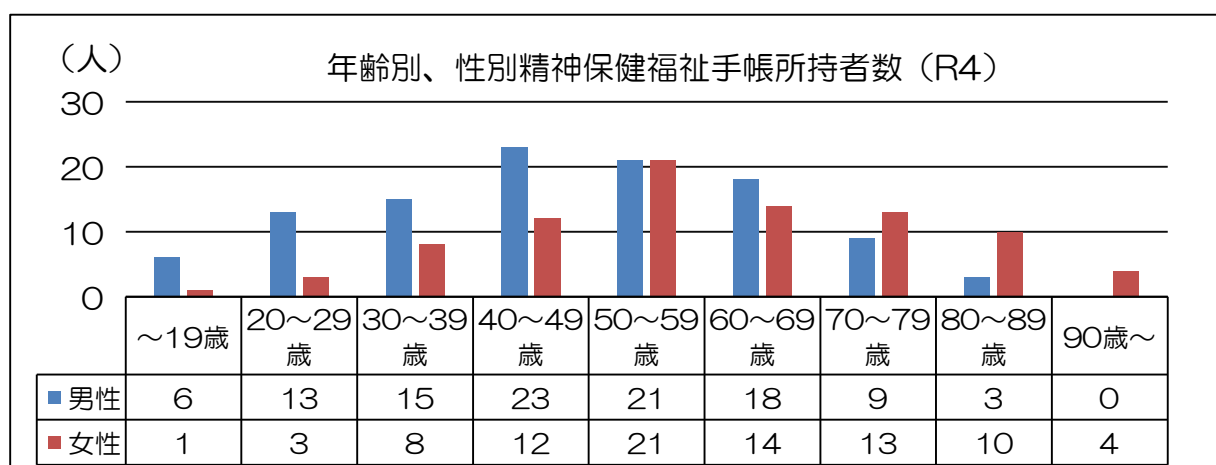
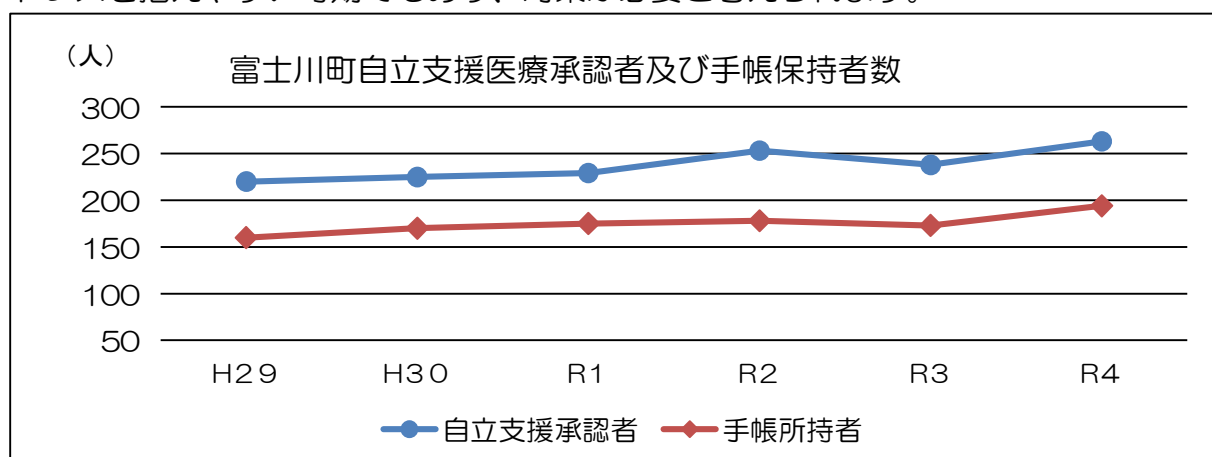
資料)「地域における自殺の基礎資料」厚生労働省

(11) 精神保健医療の状況

障害の自立支援医療費助成制度受給者及び精神保健福祉手帳の所持者は、微増傾向にあります。

20歳～40歳代の女性では手帳所持者は少ないですが、自立支援医療助成制度受給者数でみると、男女差はほとんど見られませんでした。

年齢別では、30歳代より増え始め50歳代がピークとなっています。仕事でのストレスを抱えやすい時期でもあり、対策が必要と考えられます。



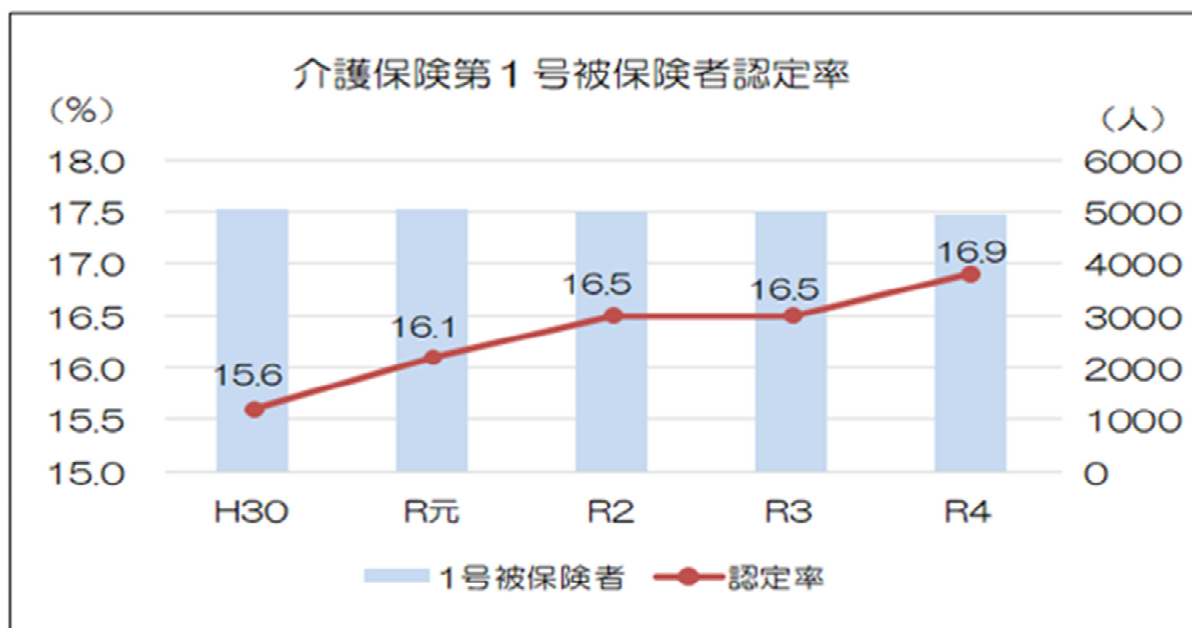
資料)「福祉保健課障害福祉担当」(令和5年3月31日現在)

(12) 介護保険の状況

①介護保険認定率の推移

介護保険の認定率は、15.6%から16.9%と微増で推移しています。

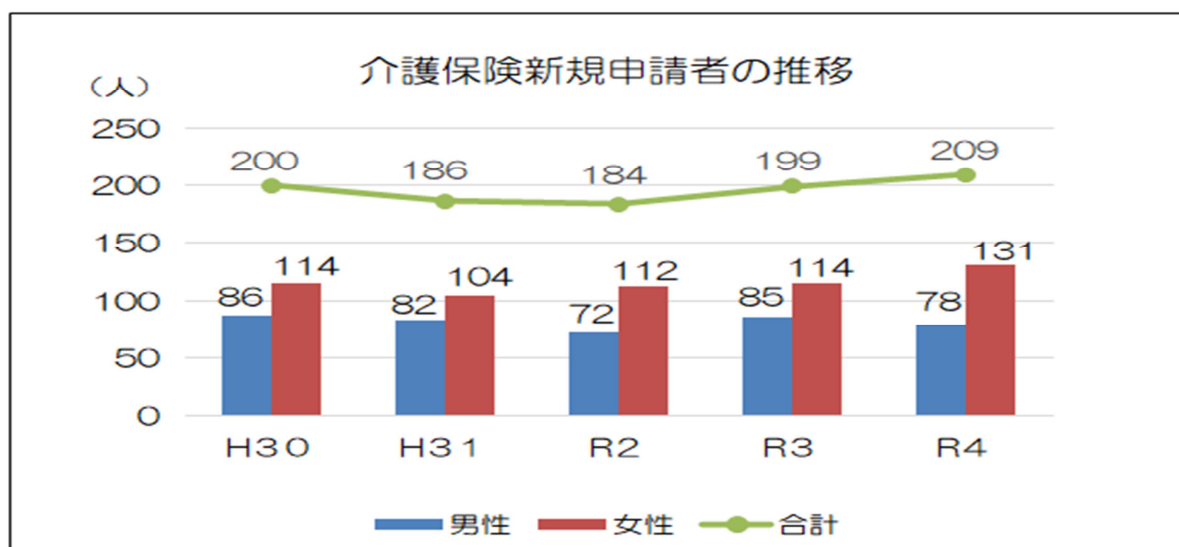
今後も、介護保険サービスの周知、後期高齢者の増加に伴い認定者は増加すると考えられます。また、高齢者世帯や独居等により入院加療後の退院時に病院から相談があり、利用につながる者も増えています。病院と地域の連携により、安心して日常生活に戻る支援体制の構築が重要となります。



資料) 介護保険事業状況報告書より(各年度末現在)

②介護保険新規申請者の推移

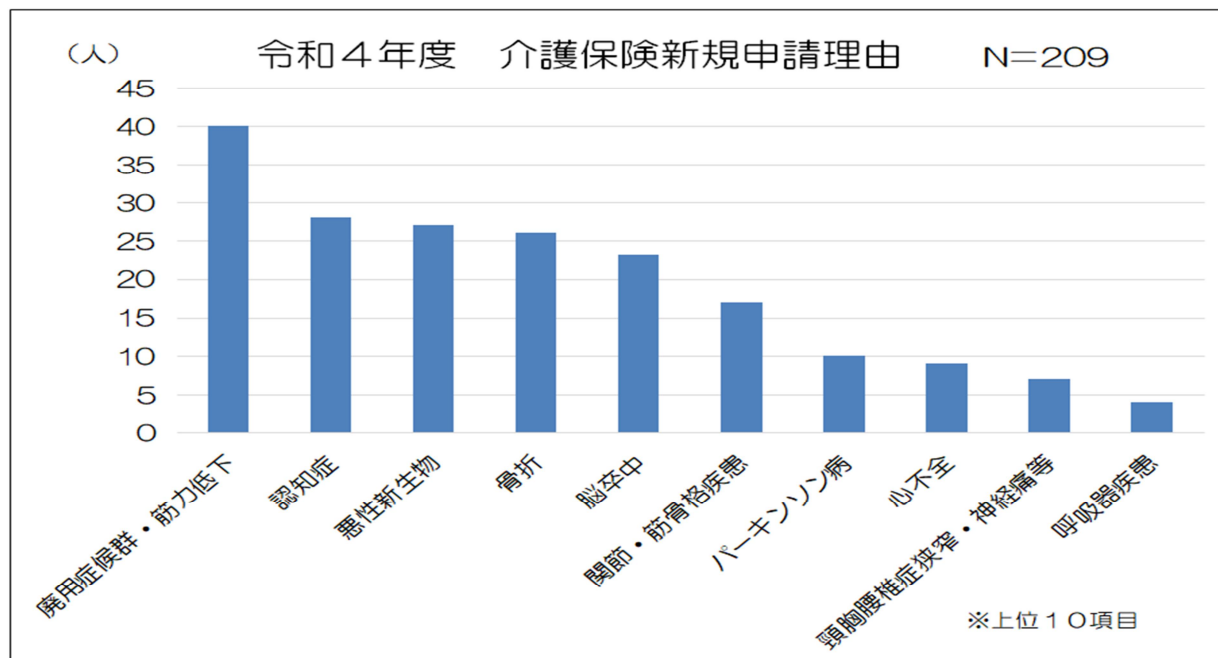
介護保険新規申請者数は、増減はあるものの200人前後で推移している状況です。特に女性の申請者数が多く、平均寿命が長いことが大きな要因と考えられます。



資料) 介護認定主治医意見書

③介護保険新規申請理由（原因疾患）

新規申請理由としては、筋力低下による介護保険申請が多く、次に、認知症と続いています。近年では、フレイル（虚弱）に起因した介護保険申請が多くなっています。



介護保険新規申請理由を経年的に見ても、年々、筋力低下による申請が増え、骨折も上位にあります。特に大きな疾患がないにも関わらず体力低下により、介護保険申請をする者が増えていることから、フレイル予防に取り組む必要があります。

介護保険新規申請理由(上位5位)

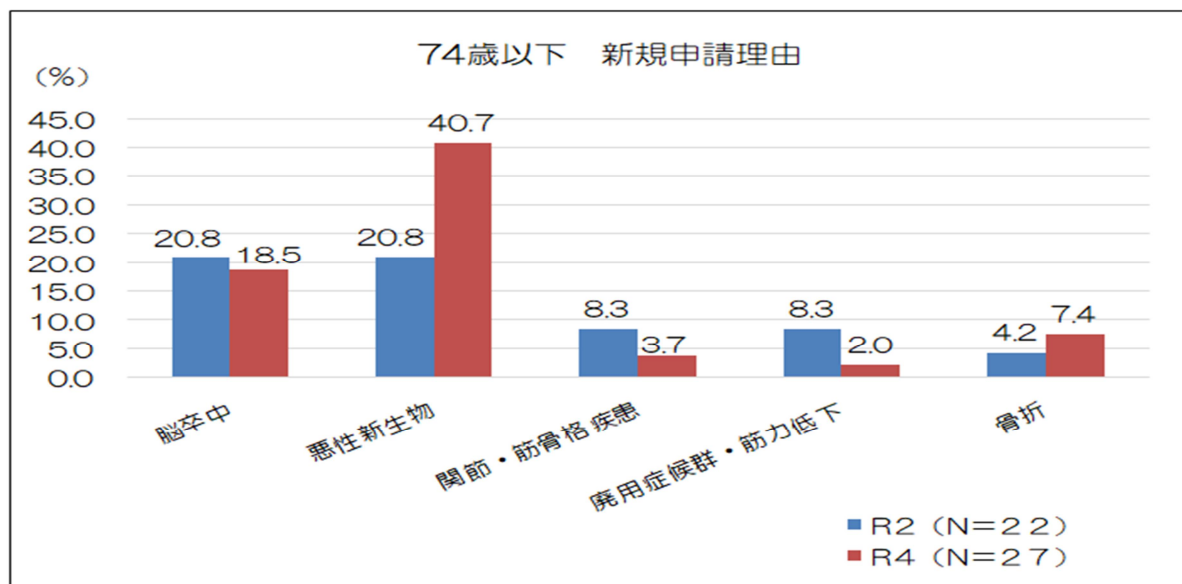
	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	項目	人数	%	項目	人数	%	項目	人数	%
1位	認知症	55	26.4	認知症	41	19.7	廃用症候群・筋力低下	40	19.1
2位	骨折	29	13.9	骨折	30	14.4	認知症	28	13.4
3位	脳卒中	21	10.1	廃用症候群・筋力低下	25	12.0	悪性新生物	27	12.9
4位	廃用症候群・筋力低下	21	10.1	悪性新生物	23	11.1	骨折	26	12.4
5位	頸胸腰椎症狭窄・神経痛等	18	8.7	関節・筋骨格疾患	21	10.1	脳卒中	23	11.0

資料) 福祉保健課調べ

④前期高齢者(74 歳以下)介護保険申請理由

介護保険申請者のうち、前期高齢者(74 歳以下)の申請理由では、悪性新生物と循環器疾患(脳梗塞・脳出血等)が多くなっています。

これらの病気を予防していくことが、健康の維持、介護を必要としない自立した生活につながると考えられます。



資料) 福祉保健課調べ

第4章 第3次富士川町健康増進計画

1 基本理念

「第3次富士川町健康増進計画」は、以下の基本理念に則り、施策を推進します。

健やかで安心して暮らせる町ふじかわ

基本的な取り組みの方向性として、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指し、① 誰一人取り残さない健康づくりの展開、② より実効性をもつ取り組みの推進を展開するため、主に、4つの取り組みの柱を定めました。

取り組みの方向性

- 1 健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- 2 個人の行動と健康状態の改善
- 3 社会環境の質の向上
- 4 人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

2 取り組みの柱

（１）健康寿命の延伸と健康格差の縮小

（２）個人の行動と健康状態の改善

- ① がん
- ② 循環器疾患
- ③ 糖尿病
- ④ 慢性腎臓病（CKD）
- ⑤ 栄養・食生活
- ⑥ 身体活動・運動
- ⑦ 休養
- ⑧ 飲酒
- ⑨ 喫煙
- ⑩ 歯・口腔の健康

（３）社会環境の質の向上

- ① こころの健康
- ② 健康を支え、守るための社会環境の整備

（４）人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

- ① 次世代の健康
- ② 高齢者の健康

3 具体的な取り組み

(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

町民が、健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境整備や、その質の向上を通じて健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現する。

【課題】

- 町の健康状態をみると、高血圧、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病や、それらが重症化することによる慢性腎不全や脳血管疾患等が課題となっている。このことから、乳幼児期から、生涯を通じた疾病予防、早期発見、重症化予防についての周知・支援が必要である。
- 社会情勢の変化や生活様式、環境の変化により、心身の健康に大きな影響を受け、日常生活に支障をきたす状態となることもある。そのため、誰であっても保健・医療・福祉等により、心身の生活機能の維持・向上ができるような環境を整え、町民自らが健康に関する情報を入手・活用できる基盤の構築や周知啓発活動の取り組みを実施する必要がある。
- 単身世帯や高齢者世帯の増加、8050問題、ひきこもり等地域の中では、多種多様な課題が複雑に絡んでいる。そのため、課題解決に向けた、関係機関・関係団体との連携と協働が必要である。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【健診結果説明会】 健康診断の結果から、対象者に合った保健指導を、保健師・管理栄養士等により実施する。	福祉保健課
【特定保健指導】 循環器疾患に準じる。	
【健康教育・健康相談】 運動・栄養教室、乳幼児健診、一般介護予防等の教室を実施する。	福祉保健課 子育て支援課

【評価指標】

評価項目	現状値	年度	令和11年度 までの目標値
平均寿命の延伸	男性：80.8歳 女性：87.6歳	R2	延伸する
健康寿命の延伸	男性：73.57歳 女性：76.74歳	参考：山梨県 R1	平均寿命の延伸分を 上回る健康寿命の延伸

※健康寿命については、県が公表する数値を参考とする。

(2) 個人の行動と健康状態の改善

市民の健康づくりを推進するにあたって、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善に加え、こうした生活習慣の定着による、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患（COPD）をはじめとする生活習慣病の発症予防、合併症の予防や症状の進展等の重症化予防の取り組みを推進する。

また、身体機能の低下や精神面の不調等、心身の維持向上の観点を踏まえ取り組みを行う。

① がん

【課題】

- がんは早期発見・早期治療により、生存率の向上に繋がるが、受診率・精密検査受診率ともに、国の目標値は達成できていない。がんによる死因が1位で長年経過しており、若年層のがん死亡もある。そのため各種がん検診に対して、年齢層を幅広くした受診勧奨や、検診を受けやすい体制づくりが課題となる。
- がん部位別死亡の内訳順位について、経年変化があるものの、がん罹患で共通するものとして、食事・運動・喫煙・飲酒習慣等、様々な生活習慣やウイルス・細菌感染が関連している。そのため、生活習慣の見直しや各種がん検診を勧めていく必要がある。生活習慣については、(2) ⑤～⑩の項目に準じる。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【がん検診の周知・啓発】 がん検診の必要性を理解してもらうため、がん検診の案内送付や、乳がんの自己検診の啓発としてマンモグロブを配布する。	福祉保健課

【事業名】 事業内容	担当課
【がん検診】 対象年齢にある町民が、検診を受診できるように、特定健康診査と同時受診を可能とするなど日程の工夫や、受診費用の補助などを実施する。	福祉保健課
【女性の健康施策】 女性ホルモンの変化等による健康課題も多く、女性特有の疾患予防のため、健康に関する周知のほか、子宮がん検診・乳がん検診のクーポン券を配布し検診受診につなげていく。	
【要精密検査者への対応】 がんの早期発見・早期治療のため、要精密検査者に対して、保健師等による個別の結果説明や電話による受診勧奨を実施する。また、計画的に精密検査未受診者に対して受診勧奨を実施する。	

【評価指標】

項目	現状値	年度	令和11年度 までの目標値
がん検診受診率の向上	胃12.0%	R3	60%に近づける
	肝23.2%	R2	
	肺21.9%	R3	
	大腸18.1%	R3	
	子宮26.1%	R3	
	乳25.2%	R3	
がん検診精密検査 受診率の向上	胃83.3%	R2	100%に近づける
	肝89.9%	R2	
	肺85.6%	R2	
	大腸75.8%	R2	
	子宮28.6%	R2	
	乳94.7%	R2	

② 循環器疾患

【課題】

- 高血圧や糖尿病の患者数が多く、循環器疾患の死亡者数も多いことから、健診を受けてもらい早期発見をしていく必要がある。また重症化予防のため、自身で病状を把握し適切な健康管理ができるよう、周知・啓発を行い、予防活動を進めていく。
- 特定健診の受診率は40歳代、50歳代が低いため、働き世代への健診の啓発が必要である。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【総合健康診査】 富士川町に住民票がある20歳以上の方を対象に実施。働き世代への受診率向上のため、休日の実施と、環境づくりを行う。また、未受診者対策として追加健診を実施する。	福祉保健課 町民生活課
【健診結果説明会】 健康診断の結果より、その人に合わせた保健指導を、保健師・管理栄養士により実施する。	
【特定保健指導】 国民健康保険被保険者の40～74歳の方を対象に、個別のプログラムに沿い、保健師・管理栄養士が保健指導を実施する。	
【健康教育】 慢性腎臓病（CKD）、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等、各項目に準じる。	

【評価指標】

評価項目		現状値	年度	令和11年度 までの目標値
メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少	男性	36.0%	R3	33.0%
	女性	12.5%	R3	10.0%
特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上	受診率	59.6%	R3	70.0%
	実施率	50.4%	R3	55.0%
健診におけるLDL コレステロール 160 mg/dl 以上の者の割合の減少		10.6%	R4	8.0%

③ 糖尿病

【課題】

- 糖尿病は、心血管疾患、網膜症、腎疾患、歯周病等と関連する疾病であり、合併症予防の取り組みが必要である。
- 腎不全の原疾患の1つに糖尿病性腎症が挙げられるため、糖尿病の重症化予防が必要である。
- 保健指導や健康教育において、糖尿病の発症予防や重症化予防の取り組みを実施しているが、特定健診項目別有所見率をみると、HbA1cが高い人の割合は減っていない。
- 糖尿病の発症予防、重症化予防等について、広く周知・啓発を実施する必要がある。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【健診結果説明会】 健康診断の結果から、糖代謝の項目で異常があった方へ保健指導を実施する。	福祉保健課 町民生活課
【特定保健指導】 循環器疾患に準じる。	
【健康教育】 慢性腎臓病（CKD）、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等、各項目に準じる。	

【評価指標】

評価項目	現状値	年度	令和11年度 までの目標値
健診におけるHbA1c 6.5%以上の者の減少	9.8%	R4	9.0%

④ 慢性腎臓病（CKD）

【課題】

- 糖尿病や高血圧の悪化により、慢性腎臓病（CKD）や人工透析の原因となることを、十分に周知できていない。そのため、慢性腎臓病（CKD）の啓発活動を推進し、腎機能低下予防の重要性を周知する必要がある。
- 人工透析を導入することにより、身体的・精神的・経済的・社会的な負担が増大し、生活の質（QOL）にも影響するため、早い段階から医療機関等の関係機関と連携した取り組みを行う必要がある。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【健診結果説明会】 腎機能検査の精密検査対象者に、個別結果返却にて保健指導を実施する。	福祉保健課
【慢性腎臓病（CKD）予防教室】 医師、薬剤師、管理栄養士などを講師に慢性腎臓病（CKD）の周知と共に、腎機能低下予防についての教室を実施する。	
【糖尿病性腎症重症化予防】 糖代謝に異常があり、腎機能が低下している方に、かかりつけ医と連携し、対象者の生活状況を踏まえた保健指導を実施する。	

【評価指標】

評価項目	現状値	年度	令和11年度 までの目標値
年間新規透析導入者数	2人	R4	5人以下
特定健診におけるeGFR60 以上の者の増加	79.0%	R4	85.0%

⑤ 栄養・食生活

【課題】

- 栄養・食生活は子どもの成長やその後の健康づくり、介護予防の上で重要である。
 しかし、子どもの朝食欠食や成人期の肥満、高齢者の低栄養と世代によって課題が異なる。そのため、各世代にあった健康づくりの対策を推進していくことが必要である。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【栄養相談（母子・成人）】 対象者に合わせ、栄養士・管理栄養士による栄養相談を実施する。	福祉保健課 子育て支援課
【栄養教室】 保健師・管理栄養士から高血圧・高血糖・脂質異常等の予防、改善のための食事について、講義や調理を交えた教室を実施する。	
【食生活改善推進委員会による活動】 各地域において、子どもへの食育、生活習慣病予防、高齢者へフレイル予防、共食の推進等の食育活動を実施する。	
【食育の推進】 富士川町食育推進計画に準じる。	

【評価指標】

評価項目		現状値	年度	令和11年度 までの目標値
みそ汁の塩分濃度が1%以下の割合の増加		91.5%	R4	増加する
適正体重を維持している者の割合の増加	男性20～60歳代の肥満（BMI25以上）の減少	30.0%	R4	20.0%
	女性40～60歳代の肥満（BMI25以上）の減少	21.1%	R4	15.0%
	男性75歳以上の低栄養（BMI20以下）の減少	14.8%	R4	13.0%
	女性75歳以上の低栄養（BMI20以下）の減少	30.0%	R4	25.0%
乳幼児の保護者が食と健康に関心を持つ割合の増加		96.0%	R4	98.0%

⑥ 身体活動・運動

【課題】

- 健診の問診結果より、働き世代は運動習慣がある者が少ない。運動をしない生活が継続されると、肥満や、高齢になってからの介護度を高めることにもつながる。これらの予防のために、働き世代の運動をする機会を設けることが必要である。
- 健康づくりのために運動教室を実施しているが、男性が参加しやすいような取り組みや、教室以外でも運動を継続し習慣化してもらうことが課題である。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【運動教室】 生活習慣病予防の観点から、運動をするきっかけづくりや、運動を継続して取り組んでもらえるように、運動教室を開催する。働き世代が参加しやすいような時間帯に、運動教室を実施する。	福祉保健課

【評価指標】

評価項目	現状値	年度	令和11年度 までの目標値
運動習慣者の割合の増加	33.9%	R4	35.0%
運動に関する教室の実施	16回	R4	年10回以上の実施

⑦ 休養

【課題】

- 睡眠が十分に取れないことで、集中力・注意力の低下、生活習慣病などのリスクや心の健康にも影響を及ぼす。そのため、睡眠の質の向上を図ることが求められる。
- 健診の問診結果で、睡眠が十分に取れていないと感じている年代がある。その状況を把握し、適切な睡眠や休養を確保する知識の普及・啓発を行う必要がある。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【啓発活動】 睡眠・休養をすることの重要性や正しい知識について、広報誌等を活用し、情報を発信する。	福祉保健課

【評価指標】

評価項目	現状値	年度	令和11年度 までの目標値
睡眠で十分休養が取れている人の割合の増加	72.6%	R4	80.0%

⑧ 飲酒

【課題】

- アルコールは、アルコール性肝障害、膵炎等の臓器障害、高血圧、心血管疾患、がん等に深く関連し、加えて不安やうつ、自殺、事故などとも関連する。そのためアルコールによる影響を広く周知する必要がある。
- 健診の問診結果では、飲酒習慣がないと回答した者は全体の6割である。しかし飲酒の習慣がある者の中には、1度に多量の飲酒をする者がいるため、適正飲酒について啓発する必要がある。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【啓発活動】 広報誌等で適正飲酒について啓発を実施する。	福祉保健課 子育て支援課
【健診結果説明会】 必要な者に適正飲酒について、保健師・管理栄養士等から保健指導を実施する。	

【評価指標】

評価項目	現状値	年度	令和11年度 までの目標値
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少	男性：9.8% 女性：6.7%	R4	減少する
妊娠中の飲酒をなくす	0%	R4	0%

⑨ 喫煙

【課題】

- 喫煙者及び受動喫煙者は、各種がんの発症や慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の呼吸器疾患、生活習慣病のリスクを高める。そのため、禁煙支援が必要である。
- 妊娠中の喫煙及び受動喫煙は、流産や早産のリスクが、また育児中の喫煙及び受動喫煙は、乳幼児突然死症候群や児への呼吸器疾患等のリスクが高まる。喫煙者だけでなくその家族・子どもの健康のための支援が必要である。
- 一度喫煙をすると習慣化してしまい禁煙することが難しいため、関係機関と連携し子どもの時から喫煙による身体への影響を伝えていく必要がある。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【啓発】 喫煙及び受動喫煙による健康への影響についての周知を、ポスター掲示や広報誌掲載、健康診断会場等機会を捉えて実施する。	福祉保健課 子育て支援課
【個別相談】 喫煙者及び受動喫煙者に対して、身体への影響や禁煙へのアドバイス、禁煙外来の紹介などを実施する。 子育て世代に対しては、母子手帳交付時や各乳幼児健診時などを活用し、喫煙者及びその家族へ禁煙・分煙指導を実施する。	
【健康教育】 若年層への周知のため、教育機関と連携して、防煙教室や思春期体験学習を実施する。	

【評価指標】

項目		現状値	年度	令和11年度 までの目標値
喫煙率の減少		9.6%	R4	12.0%
妊娠中・ 育児中の 保護者の 喫煙防止	妊娠中喫煙率	2.9%	R4	0%
	育児中喫煙率	4.1%	R4	4.0%

⑩ 歯・口腔の健康

【課題】

- 歯・口腔の健康は、食事だけでなく全身疾患に大きな影響を及ぼすため、子どもから高齢者まで生涯を通しての課題である。
- むし歯や歯周疾患の受診件数が多く、受診日数も長いことで、生活に影響を及ぼしているため、健康な歯・口腔機能を保つための予防活動は必要である。また、若年層からの予防行動が、高齢になってからのフレイル予防にも繋がる。
- 幅広い年齢層へ、歯・口腔の健康の重要性や支援に繋げる取り組みが必要である。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【啓発】 歯・口腔の健康は、健康や社会生活の質の向上にもつながることから、「歯と口の健康週間」の時期に合わせて、ポスター掲示や広報誌等による周知を実施する。	福祉保健課 子育て支援課
【健康相談・健康教育】 乳幼児健診・総合健康診査時など住民の集まる機会を活用して、歯科相談や口腔教室を実施する。 対象年齢に合わせた事業実施のため、学校や地区組織など関係機関と連携して実施する。	
【歯科検診・歯周疾患検診】 対象年齢に合わせて検診の機会を周知し、受診を勧める。 乳幼児については、健診時に口腔内の状況確認に合わせて、歯ブラシ指導等も実施する。	

【評価指標】

項目	現状値	年度	令和11年度までの目標値
3歳で虫歯のない児の割合の増加	89.5%	R4	97.0%
総合健康診査での歯科相談の利用率の増加	13.6%	R4	15.0%
歯周病検診の受診率の増加	10.7%	R4	20.0%
口腔機能向上事業参加者の増加	1.2%	R4	1.0%以上

（３）社会環境の質の向上

健康な食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする、自然に健康になれる環境づくりの取り組みを実施し、幅広い世代を対象とした予防・健康づくりを推進します。

また、就労・ボランティア、通いの場といった居場所づくりや社会参加の取り組みに加え、心の健康を守るための環境整備を行うことで、社会とのつながり、こころの健康維持向上を図ります。

① こころの健康

【課題】

- 社会情勢や生活環境の変化など、多種多様な問題により、うつ病などのこころの健康問題が増加している。
- 社会とのつながりに困難を感じ、ひきこもりとなる方も増えており、８０５０問題にも繋がっている。

【主な取り組み・担当部署】（詳細は、自殺対策推進計画に記載）

【事業名】 事業内容	担当課
【産後うつの早期発見・予防】 産後健康診査で EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）高値の母に対して病院と連携し、訪問等の支援を実施する。	子育て支援課
【こころの相談会】 臨床心理士による相談会を実施する。	福祉保健課
【ゲートキーパー養成研修会】 自殺対策の観点から、地域の中での見守り強化のため実施する。	
【引きこもり対策】 地域活動支援センター（ひきこもり相談センターここから）や関係機関と連携しながら、すべてのライフサイクルに対して実施する。	

【評価指標】

項目	現状値	年度	令和11年度 までの目標値
睡眠で十分休養が取れている人の割合の増加	72.6%	R4	80.0%

② 健康を支え、守るための社会環境の整備

【課題】

- 社会情勢や生活環境の変化などもあり、地域組織活動にも変化が出ているが、住民の健康意識の向上や行動変容のサポートには、地域組織との「連携」と「協働」は重要となっている。
- 地区組織会員の高齢化や、なり手不足がある。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【愛育会活動の継続への支援】 子どもから高齢者までが安心して地域で生活できるよう声掛け・見守り活動を行っている。	福祉保健課
【食生活改善推進員会活動への支援】 子どもから高齢者までの健康づくりのため、食生活の改善や運動習慣の周知などの活動を行っている。	
【地域の各団体との連携】 地域の民生委員児童委員やスポーツ推進員、地域の中の集いの場などと連携し、地域の課題解決を図っていく。	
【生活環境に合わせた生活支援】 地域の集まりの場に出向き、健康課題について考え、地域の特徴に合わせた健康教育を実施し、健康づくり・地域づくりを支援する。	

【評価指標】

項目	現状値	年度	令和11年度 までの目標値
健康づくりにつながる 団体の活動の支援	活動継続中	R4	活動の継続

（４）人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

社会がより多様化することや、人生１００年時代が到来することを踏まえ、乳幼児期・青壮年期・高齢期等全世代において、町民が自身の健康状態を維持することができるよう取り組みを推進することが重要である。また、他計画とも連携しつつ、町民の健康づくりについての取り組みを継続していく。

① 次世代の健康

【課題】

■妊婦・乳幼児期の健康や生活習慣は、成人期の健康にも影響するので正しい知識の普及が必要となる。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【適正体重に向けた取り組み】 栄養相談、栄養教室、児童センターなどで、若いうちから健康意識を高められるような知識の普及をする。	福祉保健課 子育て支援課
【低出生体重児の予防】 母子健康手帳交付時や母親・両親学級等の場を活用して、指導を実施する。	
【規則正しい生活習慣の獲得】 母親学級や乳幼児健診などの機会をとらえ、規則正しい生活について周知を行う。	

【評価指標】

項目	現状値	年度	令和１１年度 までの目標値
全出生中の低出生体重児の割合の減少	１７．９％	R4	減少する
午前７時までに起きる子どもの割合の増加	６６．５％	R4	７１．０％
午後９時までに寝る子どもの割合の増加	２３．６％	R4	２９．０％
女性２０歳～３０歳代のやせ（BMI１８．５以下）の減少	１４．７％	R4	１４．５％

② 高齢者の健康

【課題】

■介護保険新規申請理由は、認知症・骨折・脳血管疾患・悪性新生物によるものが上位を占める。

■要介護状態となる原因疾患は、若い頃からの生活習慣に起因するものが多い。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【介護予防事業の推進】 基本チェックリストを活用し、フレイル予防の取り組みを進める。高齢者の集いの場での普及活動を実施する。	福祉保健課
【一般介護予防教室】 高齢者の状態に合わせた、各種介護予防教室を実施する。	
【自立支援型地域ケア会議】 自立支援・重度化防止のため、運動・口腔・栄養など専門職から、個別に助言・支援を実施する。	
【高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業】 関係機関で協力し、後期高齢者の健康維持、フレイル予防対策を実施する。	

【評価指標】

項目	現状値	年度	令和11年度 までの目標値
介護保険認定率の伸びの抑制	16.9%	R4	18.0%
高齢者人口に対する認知症の方の割合	14.0%	R4	14.0%
高齢者人口に対する一般介護予防事業への参加者の割合	10.3%	R4	11.0%

第5章 第2次富士川町自殺対策推進計画

1 基本理念

「第2次富士川町自殺対策推進計画」は、以下の基本理念に則り、施策を推進します。

いのち支えあう ふじかわ
～誰も自殺に追い込まれることのない富士川町をめざして～

2 課題

本町における、自殺の現状・背景・原因から、以下の4つを課題とし、地域の実情に応じた施策を推進していきます。

課題①：自殺で命を落とす方がいる現状

本町においては、毎年自殺で命を落とす方がいます。平成28年度～令和3年度は自殺者数及び自殺死亡率とも増減しながら推移している状況です。

課題②：若年層対策

全国的に若年層での自殺者が増えている状況です。また、近年では、若年層でのインターネットやスマホの長時間使用による、心や脳への影響や友人間のトラブル等が問題となっており、早期からの対策が重要といえます。そのため、子育て支援課及び教育委員会、学校と連携し、取り組みを推進することが求められます。

課題③：中間年齢層対策

特に職場の人間関係や仕事の重責など不安やストレスが多い時期ともいえます。本町では、平成28年度～令和3年度において60歳代に次いで50歳代の自殺者が多くなっています。

課題④：高齢者層対策

高齢者層の自殺については、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割の喪失感、身体的不自由に伴う将来への不安、近親者の喪失体験のほか、単身世帯や高齢夫婦のみの世帯の増加に伴い、介護疲れによるうつ病などが多いとされています。

本町の高齢者の自殺者割合は全国や県よりも高く、家庭や地域で孤立しないよう介護問題も含めた支援が必要となります。

以上の課題を踏まえ、自殺対策をより幅広く、切れ目なく、さまざまな要因に対応できるよう取り組みを柔軟に展開していきます。

3 取り組みの柱

本町の自殺実態を踏まえ、かつ自殺対策の基本理念に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない富士川町」を目指し、主に以下の7つの取り組みを柱とし、施策を展開していきます。

- (1) 地域・役場組織内におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 若年層への支援の強化
- (6) 高齢者への支援の強化
- (7) 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

4 具体的な取り組み

(1) 地域・役場組織内におけるネットワークの強化

自殺の多くは、健康問題、職場の人間関係、家庭や学校など、さまざまな要因が関係している。それらに適切に対応するため、地域の多様な関係者が連携、協力し実効性のある施策を推進していくことが重要である。

① 地域におけるネットワークの強化

町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進する。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【自殺対策庁内検討委員会】 自殺対策を総合的に推進するため、庁内関係部署の緊密な連携と協力を図る。	福祉保健課
【健康づくり推進協議会】 関係各種団体の代表が集まり、自殺対策を含めた町の総合的な健康づくり対策に関する協議を行う。	福祉保健課
【民生委員児童委員協議会】 地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となる。定期的に委員会を開催し、円滑な連携を図る。	福祉保健課

② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

関係機関と情報共有して支援体制の強化を行う。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【虐待等防止ネットワーク協議会】 関係機関で構成する虐待等防止ネットワーク協議会を中心に、虐待防止や早期発見に努め、養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	福祉保健課

【事業名】 事業内容	担当課
【要保護児童対策地域協議会】 要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待防止や早期発見に努め、要保護児童等への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	子育て支援課

【評価指標】

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和11年度 までの目標値
自殺対策庁内検討委員会	年1回開催	1回以上/年
健康づくり推進協議会	年2回開催	2回以上/年
民生委員児童委員協議会	年6回開催	6回以上/年
虐待等防止ネットワーク協議会	年1回開催	1回以上/年

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策の要として、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要である。住民が、早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修機会の確保を図る。

① 住民に対する研修による人材育成

日頃から住民と接する機会の多い組織や団体等を中心に、ゲートキーパー養成講座を開催し、地域における対策の担い手を育成する。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【ゲートキーパー養成研修 ※】 町民と接する機会の多い民生委員や地区組織、地域ボランティア等が、相談者やその家族の変化に「気づく」、訴えに「耳を傾ける」、専門機関へ「つなぐ」、日々の活動の中で「見守る」役割を担っていけるよう、養成研修を開催する。	福祉保健課

※ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

② 関係者間の連携調整を担う人材の育成

多岐にわたる問題を抱えている人に対し、迅速かつ確実に庁内外の関係機関や専門機関につなぎながら、継続的な支援を行うため、連携体制を強化する。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【地域ケア会議】 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組む。	福祉保健課

【評価指標】

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和11年度 までの目標値
ゲートキーパー養成研修	1回/年	1回以上/年
地域ケア会議	20回/年	12回/年

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景は、理解されにくい現実がある。そうした心情や背景への理解を深めること、危機に陥った際には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う。

① リーフレット・封筒印刷による啓発

さまざまな機会を活用して、自殺予防に関する情報提供に努める。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【啓発活動】 広報誌やホームページなどを活用し、相談事業のお知らせや自殺対策への意識の啓発を図る。 会議や研修会等でリーフレットを配布し、意識の啓発や相談窓口の周知を図る。	政策秘書課 福祉保健課
【封筒印刷】 町で使用する封筒の裏面に、“命を守るために出来ること”（気づき・声かけ・傾聴・つなぎ・見守り）の記載と、専門家へのつなぎとして相談場所の連絡先を印刷し、必要と感じたときに専門家につなげることができるよう、周知を図る。	福祉保健課

【評価指標】

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和11年度 までの目標値
会議、研修会等でのリーフレット配布	—	2回以上/年
裏面印刷封筒の作成利用枚数	5,900枚	6,100枚

(4) 生きることの促進要因への支援

居場所づくりや生活上の困りごとを察知し、関係者連携で解決を図る支援を行うなど、「生きることの促進要因」の強化につながるさまざまな取り組みを推進する。

① 居場所づくり

地域にある居場所や活動等について把握し、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援する。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【ひきこもり支援事業（地域活動支援センター）】 訪問、相談支援（来所、電話）、居場所づくりによって、ひきこもりの本人や家族等を支援し、自殺リスクを抑えるよう努める。	福祉保健課
【図書館の管理・運営事業】 町民の生涯学習の場として、読書環境の整備及び充実を図る。 おはなし会などの開催による教育及び文化サービスの提供を行う。	生涯学習課
【スポーツ教室開催事業】 生涯スポーツの普及・促進を図るため、スポーツ教室を開催し、町民の体力維持と健康づくりを支援する。	生涯学習課

② 生活上の困りごとを察知し関係者連携で解決を図る支援

自殺対策においては、社会的問題への包括的な支援が必要である。関係機関が密な連携体制を構築し、支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図る。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【人権啓発事業】 人権擁護委員として問題を抱えている人の支援（相談）を行い問題解決につなげる。	財務課
【こころの健康相談】 悩みを抱える町民が、相談できる場所で悩みを打ち明け、その後の支援につながるができるよう、専門家による相談を実施する。	福祉保健課
【峡南圏域相談支援センター】 障害者等の福祉に関する問題について、障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、相談支援の中心となる相談支援センターを運営する。	福祉保健課
【消費生活相談窓口】 消費者トラブル等に関して、身近に相談ができる環境を整備するため、隣町と協力し専門相談員を配置する。	産業観光課

【評価指標】

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和11年度 までの目標値
ひきこもり支援事業（地域活動支援センター）の利用登録者数	40人	40人
相談件数 （峡南圏域相談支援センター）	2,318件	2,750件
こころの健康相談利用者数	6人/年	9人/年

(5) 若年層への支援の強化

若年層が自殺に追い込まれないこと、抱えた悩みや問題が深刻化する手前の段階で、必要な支援につながる取り組みが求められる。

① 若年層への心の健康づくりの推進

児童・生徒が命の大切さを実感できる教育の推進はもとより、心の健康を保つことの大切さに気づき、その対処方法を身につけるための教育の推進が重要である。

児童生徒からの SOS に対して、周囲の大人が適切に対応できるよう、その受け皿を強化していく。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【養護教諭との打ち合わせ会】 町内小中学校の養護教諭と町・学校の現状や課題を共有し、早期からの健康づくり対策の推進に取り組むとともに、連携体制の強化を図る。	福祉保健課
【心の健康教育】 心の健康を保つために必要なことや対処方法、SOS の出し方など、早期から伝えていく機会を設ける。	福祉保健課
【思春期体験学習】 町内の中学3年生を対象に実施。命の始まり、子育ての楽しさを学習し、他者や自らの命の大切さを学ぶ。	子育て支援課
【スクールカウンセラー活用事業】 スクールカウンセラーを学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリングや保護者への助言、援助を行う。	教育総務課
【いじめ防止対策事業】 「富士川町いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、いじめの防止、早期発見、対処等を効果的に進める。	教育総務課
【教職員ストレスチェック事業】 労働安全衛生法に基づき、教職員のストレスチェックを行う。	教育総務課

② 子育て世代への一貫した支援の推進

子育て世代に対する一貫した支援ができるよう、支援者間の連携を強化する。子どもは成長過程で、さまざまな支援者が関わるため、必要な情報を支援者間で共有し、誰も支援の網の目からこぼれ落ちることのない体制の構築を目指す。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【産婦健康診査事業】 EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）※を使った産婦健康診査を実施する体制を構築することや、産科医療機関等と連携し、母親の自殺のリスクを高める産後うつの早期発見に努め、支援に結び付ける。	子育て支援課
【訪問・相談事業】 子育て世代包括支援センターを核に妊産婦・乳幼児訪問の実施、産後ケア事業、子育てこころの相談事業などにより、多面的な子育て支援を推進する。	子育て支援課
【保幼小中連携事業】 保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活になじみやすい環境を整える。	教育総務課

※EPDSとは

エジンバラ産後うつ病質問票（Edinburgh Postnatal Depression Scale）は、産後うつ病のスクリーニング票として英国で開発されました。記入した項目について、支援者が話を聴くことにより、さまざまな問題を明らかにすることができる。

【評価指標】

評価項目	現状値 （令和4年度）	令和11年度 までの目標値
富士川町いじめ問題対策連絡協議会	年1回開催	1回以上／年
エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を使った産後2週間産婦健康診査の実施	78.1%	100%

(6) 高齢者への支援の強化

本町では、高齢者等の福祉に関する行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の推進を行い支援の強化を図る。

① 高齢者の健康問題に対する支援

高齢者の自殺の原因として多い、うつ病などの健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化していく。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【緊急通報システム「ふれあいペンダント」事業】 一人暮らしの高齢者等の緊急通報や相談に応じる。	福祉保健課
【高齢者への総合相談事業】 高齢者に対し必要な支援を把握するため、地域包括支援センターにおいて初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。また、24 時間介護電話相談を実施する。	福祉保健課

② 孤独・孤立予防のための居場所づくりや社会参加の推進

高齢化、核家族化により高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、地域の中での孤立が懸念されることから、高齢者の社会参加や居場所づくりが重要となる。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立予防を図る。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【介護予防サポーター養成講座】 町民を対象に、介護予防サポーター養成講座を開催することで、各地区単位で実施している介護予防（転倒予防）教室を指導できる人材を育成する。	福祉保健課

【事業名】 事業内容	担当課
【一般介護予防事業】 心身機能の維持向上のため、高齢者の身体状況に合わせた運動教室として、100歳体操、いきいき筋力教室、こつこつ教室を実施する。	福祉保健課 社会福祉協議会
【介護予防・生活支援サービス事業】 第1号通所事業等の実施により、心身機能の維持向上のための居場所づくり、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図る。	福祉保健課 社会福祉協議会
【一人暮らし会食会事業】 一人暮らしの高齢者を対象に、食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図る。	福祉保健課 社会福祉協議会
【認知症カフェ】 認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ市民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	福祉保健課 社会福祉協議会
【ゆずカフェ夜会】 男性介護者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。	福祉保健課 社会福祉協議会
【生活支援サポーター・送迎サービス事業】 住民ボランティアによる、軽易な生活支援活動（買い物等の支援）や、通院の送迎を支援する。	福祉保健課 社会福祉協議会

③ 地域における高齢者と家族に対する支援

健康・医療・介護・生活などに関する、さまざまな関係機関や団体などとの連携を図り支援を行う。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【認知症サポーター養成講座】 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成する。	福祉保健課
【認知症地域支援推進員の配置】 認知症の方や介護している家族の不安や悩みについて、相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	福祉保健課
【権利擁護の仕組みづくり】 日常生活自立支援事業の利用者の相談対応、福祉サービス等の相談受付、成年後見人制度利用者の相談受託等、弁護士相談の相談受付を行う。	福祉保健課 社会福祉協議会

【評価指標】

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和11年度 までの目標値
高齢者人口に対する、一般介護予防教室（100歳体操、いきいき筋力教室、こつこつ教室）の参加人数割合	10.3%	11.0%
認知症カフェ開催箇所数	1箇所 月1回	1箇所 12回/年
認知症サポーター養成者数	2,537人	2,800人
要介護認定率	16.9%	18.0%
生活支援サポーター養成講座の開催回数	未実施	4回/年
生活支援サポーター養成者数	48人	60人

(7) 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策は包括的な生きる支援として行われる必要がある。

生活困窮者の中には、自殺のリスクを抱えている人が少なくはない状況を踏まえ生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業と連動した、包括的な支援に取り組む。

【主な取り組み・担当部署】

【事業名】 事業内容	担当課
【生活保護に関する相談】 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる。	福祉保健課
【生活困窮者自立相談支援】 相談支援、就労支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援を関係者と連携して行う。	福祉保健課 社会福祉協議会
【就労相談】 相談支援、就労支援のほか、対象者一人ひとりの困りごとにあわせた支援を関係者と連携して行う。	福祉保健課 社会福祉協議会
【生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）】 子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知し、必要に応じて当該家庭を適切な支援先につなげる。	福祉保健課 社会福祉協議会
【就学援助制度や医療費助成制度に関する相談支援】 各種制度の実施を通じて、児童生徒やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる。	子育て支援課 教育総務課

【評価指標】

評価項目	現状値 (令和4年度)	令和11年度 までの目標値
生活保護に関する相談	12世帯	40世帯
生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）の利用者率	7.0%	44.1%

5 生きる支援関連施策一覧

1. 地域・役場組織内におけるネットワークの強化 2. 自殺対策を支える人材の育成 3. 町民への啓発と周知 4. 生きることの促進要因への支援 5. 若年層への支援の強化 6. 高齢者への支援の強化 7. 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化												
番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	若 年 層	高 齢 者	無 職・失 業・ 生 活 困 窮
1	政策秘書課	秘書担当	ワークライフバランスの推進	地域のワークライフバランスの推進を図る	▼事業所が職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組む動機付けとなり得るため、自殺対策と関連させられる可能性がある。(健康経営の普及促進と自殺対策との連動) ▼労働問題に関して住民への啓発の機会としても活用できる可能性がある。			●				
2	政策秘書課	広聴広報担当	広報等による情報発信	広報誌による情報発信 自治体のホームページ／フェイスブック／ツイッターによる情報発信	▼広報誌により住民に、自殺予防や対策の啓発又相談事業のお知らせなどを実施する。 また、ホームページやフェイスブックなど若い世代が利用するメディアを活用し意識の啓発を図る。			●				
3	財務課	行政担当	保護司会事業	相談会	▼保護司の立場として、問題を抱えている人の支援(相談)を行い問題解決につなげる。				●			
4	財務課	行政担当	人権啓発事業	相談会	▼人権擁護委員として問題を抱えている人の支援(相談)を行い問題解決につなげる。				●			
5	財務課	行政担当	無料法律相談	相談会	▼深刻な問題を抱えている方を弁護士(専門家)による相談会を行い問題解決につなげる。				●			
6	税務課	住民税 資産税 徴収	納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	▼納税を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際にさまざまな支援につなげる体制を作っておく必要がある。	●			●			●
7	防災課	交通	交通安全対策事業	関係機関と協力し、交通安全に関する対策を実施している。	▼交通安全打合せ会議において、関係機関職員に交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には困難な問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性があることを周知することができる。	●		●				
8	町民生活課	生活環境	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報となる可能性があり、必要に応じてネットワークをもって関わりと支援につなぐことができる。	●			●			
9	税務課 町民生活課 福祉保健課	住民税 資産税 徴収 国保 高齢者医療 年金 介護保険	保険料や税金の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握	▼保険料や税金の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくない。 ▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じてさまざまな支援機関につなげる等、支援への接点となり得る。	●			●			●

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット 強化 ワーク	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	若 年層	高齢 者
10	福祉保健課	福祉	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業	▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行うなど、県と連携を図りながら進めている。 ▼住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。 ▼宿泊場所の提供や衣食の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として極めて重要といえる。	●					
11	福祉保健課	福祉	生活困窮者自立支援事業	子どもの学習支援事業等	▼子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。 ▼県と連携している。	●				●	
12	福祉保健課	福祉	民生児童委員会	地域の相談・支援等を担う民生・児童委員との連携を図り、地域支援を円滑に推進するため、委員会を開催する。	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。 ▼関係者同士が情報の把握や共有を積極的に進めることで、当事者への支援向上、生きることの包括的支援（自殺対策）の向上につながる。	●				●	●
13	福祉保健課	福祉	緊急通報システム「ふれあいペンダント」事業	ひとり暮らし高齢者等に、緊急通報や相談に応じる。	▼自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。						●
14	福祉保健課	福祉	一人暮らし会食会事業	一人暮らしの高齢者を対象に、食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図る。	▼食事の提供機会を利用し高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができる。 ▼また、食事を提供する職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の中に自殺のリスクの高い高齢者がいた場合には、その職員が適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●				●
15	福祉保健課	介護保険	介護予防・生活支援サービス事業	心身機能の維持向上のための居場所活動	▼介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となり得る。	●					●
16	福祉保健課	障害福祉	相談支援	計画相談支援・障害児相談支援	▼相談支援の提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得る。 ▼相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	●			●		
17	福祉保健課	障害福祉	障害者虐待の対応	24時間365日体制で相談支援を行っている。	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にあるさまざまな問題を察知し、適切な支援先へとつないでいく接点（生きることの包括的支援への接点）となり得る。	●			●		

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
18	福祉保健課	障害福祉	峡南圏域相談支援センター	障害者等の福祉に関するさまざまな問題について障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な、相談支援の中心となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	▼センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	●	●		●			
19	福祉保健課	障害福祉	障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）	行政より委託した障害者相談員による相談業務	▼各種障害を抱えて地域で生活している方は、生活上のさまざまな困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●		●			
20	福祉保健課	障害福祉	ネットワーク会議	町内の事業所及び関係機関との情報交換会	▼事業所へ通っている、利用者の情報を交換することで、関係機関との情報交換により、迅速な対応ができ自殺リスクを抑えることができる。	●			●			
21	福祉保健課	障害福祉	ひきこもり支援事業（地域活動支援センター）	訪問（アウトリーチ）、相談支援（来所、電話）、居場所づくり	▼長い間ひきこもりのご本人や家族等を支援することで、自殺リスクを抑えることができる。	●			●			
22	福祉保健課	健康増進	健康づくり推進協議会	関係各種団体の代表により、自殺対策を含めた、健康づくり対策に関する協議を行い、効果的な施策の推進を	▼自殺の背景には、健康問題が大きく影響しており、住民の健康づくり対策を推進していくことは、自殺対策として重要なことだといえる。協議会での協議を行うことで、より具体的で効果的な健康づくり対策につなぐことができる。	●						
23	福祉保健課	健康増進	DV対策	・DV被害者への個別支援 ・DV担当と、地区担当保健師、関係部署と連携し、個別支援にあたる。	▼DV被害者は、一般的に自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼DV被害者の支援にあたる関係職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応について一層の理解を深めてもらうことで自殺リスクを抱えた人への支援の拡充を図れる。		●		●			
24	福祉保健課	健康増進	心の健康教育に関する普及啓発事業	心の健康教育講座（精神保健・母子保健）等の実施 ゲートキーパー養成研修	▼健康教育の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ることができる。また、自身の心の健康を保つための対処方法を学ぶ機会となる。 ▼民生委員・ボランティア団体・地区組織・ケアマネ・学校養護教諭などに対して自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらえるようになる。	●	●					
25	福祉保健課	健康増進	健康相談事業	こころの健康相談	▼年3回「こころの健康相談」を実施。悩みを抱えた本人、家族、また地域の方が相談に来所し、専門家との相談により、悩みを話し、解決の糸口を見つけ、また解決の方向性を見つけることができることを目的とし実施する。				●			

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット 強化 ワーク	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	若 年 層	高 齢 者	無 職・失 業・ 生 活 困 窮
26	福祉保健課	健康増進	町内小中学校養護教諭との 打ち合わせ会	町の保健事業を推進のため、学校保健の現状を伺い、また町の健康課題を共有し、課題解決に向けともに取り組むため、打ち合わせを実施している。	▼打ち合わせを実施し、町の課題、学校保健での課題を共有することで、課題に向けて共に検討し、お互いの専門性を持って課題の解決に向け事業を展開することができる。			●	●	●		
27	福祉保健課	健康増進	早期生活習慣病予防教室	学校保健での課題について、共有し健康教育を実施。	▼学校保健での課題について、検討し「防煙教室」「歯科保健」などテーマを設定し、学校保健と共同で事業を実施している。 ▼学校保健の状況を共有することで、課題に向けともに事業を展開していくことができる。			●	●	●		
28	福祉保健課	健康増進	精神保健 (精神障害者の早期発見・ 早期治療・社会復帰促進)	精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談や、個別支援を実施する。 支援には、各関係機関の協力を得て行う。	▼精神障害を抱える方とその家族は、地域社会での生活に際してさまざまな困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。 ▼早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、本人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。				●			
29	福祉保健課	健康増進	精神保健 (精神障がい者家族向け講 演会・交流会)	精神障害者がいる家族向けの講演会・家族交流会	▼精神障害を抱える方とその家族には、周囲とのつながりを失い地域で孤立化しているケースもある。 ▼家族同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となり、生きることの促進要因への支援にもなり得る。 ▼当事者の状況を定期的に把握し、症状悪化等の場合には対処策を講じるなどの支援への接点にもなり得る。	●			●			
30	福祉保健課	健康増進	裏面印刷封筒の作成	封筒裏面へ、「命を守るために出来ること」の記載と自殺予防相談窓口の連絡先を印刷し、周知を図る。	▼精神障害を抱える方の中には自殺リスクの高い方が少なくない。 ▼普段発送される封筒の裏面に、相談窓口の電話番号を掲載することで、相談したいときにすぐに相談できるよう、啓発の機会とする。			●				
31	福祉保健課	健康増進	自殺予防パンフレットの配布	自殺予防パンフレットを会議や研修の際に配布することで、多くの住民への問題啓発を図り、自殺防止に努める。	▼啓発用リーフレットの配布を通じて、地域で見守る姿勢について住民に情報周知を図ることができる。 ▼研修・リーフレットの配布をとおし、身近な人のこころの変化に気づき、声かけ、専門家へつなぐことができる。			●				
32	福祉保健課	健康増進 障害福祉	自殺対策庁内検討委員会	自殺対策について、町内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、委員会を開催する。	▼関係者同士が情報の把握や共有を積極的に進めることで、当事者への支援向上、生きることの包括的支援(自殺対策)の向上にも寄付し得る。 ▼関係者同士の関係構築を進めることにより、包括的な支援体制の強化、生きることの包括的支援(自殺対策)の向上にも寄付し得る。	●			●			
33	福祉保健課	地域包括 支援セン ター	地域ケア会議	個別支援の充実 多職種での連携体制や社会基盤の整備	▼地域の高齢者が抱える問題に対して、自殺対策の視点を加えることで、個別支援の充実をにつなげることができる。 ▼多職種が自殺対策について理解を深めることで、取り組みの推進を図ることができる。	●					●	

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット 強化 ワーク	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	若 年 層	高 齢 者
34	福祉保健課	地域包括 支援セン ター	権利擁護の仕組みづくり	日常生活自立支援事業の利用者の相談対応 福祉サービス等の相談受付 成年後見人制度利用者の相談受託等 弁護士相談の相談受付	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ▼事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となりうる。	●			●		●
35	福祉保健課	地域包括 支援セン ター	高齢者への総合相談事業	・高齢者に対し必要な支援を把握するため、包括支援センターにおいて初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。 ・24時間介護電話相談	▼問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 ▼訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きていることの包括的支援（自殺対策）にもなっている。	●					●
36	福祉保健課	地域包括 支援セン ター	一般介護予防事業	・心身機能の維持向上のため、高齢者の身体状況に合わせた運動教室（100歳体操、いきいき筋力教室、こつこつ教室等）を実施する。	▼高齢者の自殺原因として健康問題が多いことから、運動教室の実施により、心身機能の維持向上を図り、健康問題に対する支援を行う。 ▼教室を開催することにより、高齢者の社会参加や居場所づくりの機会となり、孤独や孤立予防の推進を図ることができる。。				●		●
37	福祉保健課	地域包括 支援セン ター	ゆずカフェ夜会	男性介護者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。	▼男性介護者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合い（※支援者への支援）を推進し得る。	●					●
38	福祉保健課	地域包括 支援セン ター	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	●	●				●
39	福祉保健課	地域包括 支援セン ター	認知症地域支援推進員の配置	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	▼介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援（新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ）の強化を図ることができる。	●					●
40	福祉保健課	地域包括 支援セン ター	認知症カフェ	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い（※）の推進に寄与し得る。	●					●
41	福祉保健課	地域包括 支援セン ター	介護予防サポーター養成講座	地域住民を対象に、介護予防サポーター養成講座を開催することで、各地区単位で実施している介護予防（転倒予防）教室を指導できる人材を育成する。	▼指導者となる住民にゲートキーパー研修の受講を推奨し、自殺のリスクに対する気づきの力を高めてもらうことにより、教室参加者の中に自殺のリスクを抱えていない人がいた場合には、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる。	●	●				●
42	福祉保健課	介護保険 地域包括 支援セン ター	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	▼介護は当人や家族にとっての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱えるさまざまな問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策（生きていることの包括的支援）にもつながる。	●					●

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
43	福祉保健課	福祉介護保険地域包括支援センター	送迎サービス事業	高齢者等の買い物や通院の送迎を支援する。	▼支援を通して、高齢者とコミュニケーションをとることができれば、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見に寄与しうる。							●
44	福祉保健課	福祉介護保険障害福祉健康増進地域包括支援センター	虐待等防止ネットワーク協議会	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する虐待等防止ネットワーク協議会を中心に、虐待防止や早期発見に努め、養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	▼ネットワーク協議会において自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	●		●	●		●	●
45	子育て支援課	児童支援	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待防止や早期発見に努め、要保護児童等への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る	▼要保護児童対策地域協議会において自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や自殺との関係性等につき情報共有することで、自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取り組みの推進を図ることができる。	●				●		
46	子育て支援課	児童保育	子育て支援ネットワーク推進事業	児童センターを核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを推進し、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。	▼子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことは、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化にもつながり得る。	●				●		
47	子育て支援課	母子保健	母子健康手帳交付等	妊娠届・母子健康手帳交付 妊婦健康相談	▼妊娠届け出時に保健師・助産師により妊婦全員に対しての面接実施を実施。妊娠から、出産、子育て期まで継続的に保護者にかかわる初期の機会となるため、その後のリスクの把握や切れ目のない多様な支援に繋げやすく、生きることの包括的支援（自殺対策）にもなり得る。本人や家族との接触時には状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●				●		
48	子育て支援課	母子保健	妊産婦健康診査事業	妊婦一般健康診査事業 産婦健康診査事業（産後2週間・1か月）	▼エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を使った産婦健康診査を実施する体制を構築することにより、産科医療機関等との連携により、母親の自殺のリスクを高める産後うつを早期に発見し、支援に結び付けることができる。	●				●		
49	子育て支援課	母子保健	新生児産婦等訪問指導	新生児産婦訪問 乳幼児訪問	▼保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●				●		
50	子育て支援課	母子保健	乳幼児健康診査	2か月児すこやか教室 3～4か月児、7～8か月児、12か月児健康診査	▼保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	●				●		

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	若年層	高齢者	無職・失業・生活困窮
51	子育て支援課	母子保健	子育てこころの相談事業	心理相談員による育児ストレス相談(産後うつや育児ストレスに対する必要な助言・指導)	▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。 ▼早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。				●	●		
52	子育て支援課	母子保健	発達相談事業	臨床発達心理士によるこどもの発達相談	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)				●	●		
53	子育て支援課	母子保健	集団療育訓練事業	のびっこ教室(主に就園前、児の個々の発達特性に合わせた療育を集団で実施する)	▼発達特性の強い時の育児は母親の育児ストレスや不安を招く可能性が高い。こどもの発達特性に合わせた関わりを学んだり、母同士の交流をすることでストレスや不安の軽減につながる。					●		
54	子育て支援課	母子保健	産後ケア事業	産後ケアセンターの宿泊型事業(3泊4日)により、センターの助産師による母へのケアと育児指導	▼産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。 ▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続する。					●		
55	子育て支援課	母子保健	乳幼児相談・教室事業	栄養相談 離乳食教室 母親学級、両親学級	▼離乳食に関する相談を通じて、その他の不安や問題等についても可能な限り把握し、早期に対応するための機会となり得る。 ▼妊産婦への支援の充実は、新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとして明記されている。					●		
56	子育て支援課	母子保健	思春期体験学習	町内中学3年生対象思春期体験学習	▼地域の妊婦や子育て中の母子の協力を得て、地域の教育事務所・中学校と連携し、命の始まり、子育ての楽しさを学習することで、他者や自らの命の大切さを実感することができ命を尊ぶ包括的支援(自殺対策)にもなる。					●		
57	産業振興課	商工観光	消費生活相談窓口	消費者トラブル等に関して、身近に相談ができる環境を整備するため、隣町と協力し専門相談員を設置する。	▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応することで関係機関に繋げ未然防止に努めることが可能となる。	●			●			
58	産業振興課	商工観光	就労相談	ハローワークと連携し、雇用の促進を図る。	▼定職がない事で、生活や収入に不安を抱え心に悩みを抱えてしまうことが考えられる。就労支援を行なうなかで、課題をくみ取り、包括的な支援を行なうことが可能である。							●
59	都市整備課	住宅	町営・町有住宅事務	町営・町有住宅の管理事務・滞納把握	▼町営・町有住宅の居住者や入居申込者の中で、生活困窮や低収入など、自殺リスクが潜在的に高いとされる生活面での困難や問題を抱えている方を把握する、窓口となり得る。 ▼家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際にさまざまな支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	●			●			●

番号	1. 担当課	2. 担当	3. 事業名	4. 事業概要	5. 自殺対策の視点を加えた事業案	ネット 強化 ワーク	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	若 年 層	高 齢 者	無 職・失 業・ 生 活 困 窮
60	上下水道課	上水道 下水道 簡易水道 業務	上下水道料金徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収(集金)事務 給水停止執行業務	▼問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、担当が必要に応じて他機関へ つなぐ等の対応を取り、ネットワークをもって関わりと支援を行える可能性がある。	●			●			●
61	教育総務課	総務学校	教職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、教職員のストレスチェックを行 う。	▼ストレスチェックの結果を活用し、教職員のメンタル不調の未然防止を図る。		●		●	●		
62	教育総務課	総務学校	いじめ防止対策事業	「富士川町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等を 総合的かつ効果的に推進する。	▼学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、いじめの防止、早期発見、いじめへの 対処等を効果的に進め、児童生徒の自殺防止に寄与する。					●		
63	教育総務課	総務学校	スクールカウンセラー活用事 業	スクールカウンセラーを学校に派遣し、児童生徒へのカウ ンセリングや保護者への助言・援助を行う。	▼カウンセリングを通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向け心理 的な支援を行い、児童生徒の自殺防止に寄与する。					●		
64	教育総務課	総務学校	保幼小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな 移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、 それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を 育てることを目的とする。	▼保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報 を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することがで きる。	●				●		
65	生涯学習課	社会体育	スポーツ教室開催事業	生涯スポーツの普及・促進を図るため、スポーツ教室を開 催し、住民の体力維持と健康づくりを支援する。	▼スポーツ教室を通じて各種スポーツを普及し、生涯スポーツとして取り組んでもら うことで生き甲斐づくりに繋げ、自殺リスクの軽減を図る。			●	●			
66	生涯学習課	図書館	図書館の管理・運営事業	住民の生涯学習の場として、読書環境の整備及び充実 おはなし会などの開催による教育及び文化サービスの提 供	▼図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連 携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 おはなし会や本の読み聞かせ時に、本を通して命の大切さについて伝える。			●	●			
67	生涯学習課	社会教育	青少年対策事業	青少年育成市民会議において、非行の未然防止対策とし てのパトロール事業 小中学生の通学時における、「朝のあいさつ運動」の展開	▼街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての 「SOS」である場合も少なくない。パトロールをすることで、自殺リスクのある児童生 徒の早期発見と対応を図れるようになる可能性がある。	●				●		

第6章「健幸プランふじかわ」の達成指標

1 第3次健康増進計画達成指標					
項目	目標項目		第2次計画 目標値 (R4)	R4実績	第3次計画 目標値 (R11)
健康寿命の 延伸と 健康格差の 縮小の実現	平均寿命の 延伸		平均寿命の増加分を 上回る健康寿命の 増加	男:80.8 女:87.6 (R2)	延伸する
	健康寿命の 延伸		健康寿命の 算出	参考:山梨県(R1) 男:73.57 女:76.74	平均寿命の延伸分を 上回る健康寿命の 延伸
項目	目標項目		第2次計画 目標値 (H28)	R4実績	第3次計画 目標値 (R11)
がん	がん検診 受診率の向上	胃がん	10.0%	12.0%	60%に近づける
		肝がん	28.0%	23.2%(R2)	
		肺がん	36.0%	21.9%	
		大腸がん	25.0%	18.1%	
		子宮がん	18.0%	26.1%	
		乳がん	30.0%	25.2%	
	目標項目		第2次計画 目標値 (H27)	R2実績	第3次計画 目標値 (R11)
	がん検診 精密検査 受診率の向上	胃がん	100%に 近づける	83.3%	100%に近づける
		肝がん		89.9%	
		肺がん		85.6%	
		大腸がん		75.8%	
		子宮がん		28.6%	
		乳がん		94.7%	
項目	目標項目		第2次計画 目標値 (R4)	R4実績	第3次計画 目標値 (R11)
循環器 疾患	メタボリックシンド ロームの該当者 及び 予備群の減少	男性	26.8%	36.0%(R3)	33.0%
		女性	8.7%	12.5%(R3)	10.0%
	特定健康診査・ 特定保健指導の 実施率の向上	受診率	59.0%	59.6%(R3)	70.0%
		実施率	58.0%	50.4%(R3)	55.0%
	健診におけるLDLコレステロール 160mg/dl以上の者の割合の減少		7.9%	10.6%	8.0%
糖尿病	健診におけるHbA1c6.5%以上 の者の減少			9.8%	9.0%
CKD	年間新規透析導入患者数		5人以下	2人	5人以下
	特定健診におけるeGFR60以上 (正常または軽度低下)の者の増加		85.0%	79.0%	85.0%

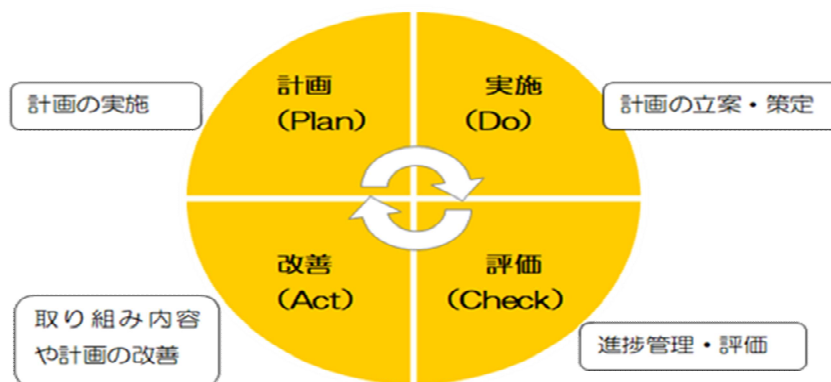
項目	目標項目		第2次計画 目標値 (R4)	R4実績	第3次計画 目標値 (R11)
栄養・ 食生活	味噌汁の塩分濃度が 1%以下の割合の増加		増加する	91.5%	増加する
	適正体重を維持 している者の 割合の増加	・男性20代～60歳代の肥満 (BMI25以上)の減少	20.0%	30.0%	20.0%
		・女性40代～60歳代の肥満 (BMI25以上)の減少	15.0%	21.1%	15.0%
		・男性75歳以上の低栄養 (BMI20以下)の減少	17.0%	14.8%	13.0%
		・女性75歳以上の低栄養 (BMI20以下)の減少	25.0%	30.0%	25.0%
	乳幼児の保護者が食と健康に 関心を持つ割合が増加する		90.0%以上	96.0%	98.0%
身体活動・ 運動	運動習慣者の割合の増加		25.0%	33.9%	35.0%
	運動に関する教室の実施		継続	16回 21地区	10回以上
休養	睡眠で十分休養が取れている人 の割合の増加			72.6%	80.0%
飲酒	生活習慣病の リスクを高める量 を飲酒している 者の割合の減少	男性	減少する	9.8%	減少する
		女性	減少する	6.7%	減少する
	妊娠中の飲酒をなくす		0%	0%	0%
喫煙	喫煙率の減少	男性	25.0%以下	17.0%	12.0%
		女性	5.0%以下	4.8%	12.0%
	妊娠中・育児中 の保護者の 喫煙防止	妊娠中喫煙率	0%	2.9%	0%
		育児中喫煙率	0%	4.1%	4.0%
歯・ 口腔の 健康	3歳でむし歯のない児の割合の増加		85.0%以上	89.5%	97.0%
	総合健康診査での歯科相談の 利用率の増加		17.0%	13.6%	15.0%
	歯周病検診の受診率の増加			10.7%	20.0%以上
	口腔機能向上事業参加者の増加		1.0%	1.2%	1.0%以上
こころの 健康	睡眠で十分休養が取れている者 の割合の増加			72.6%	80.0%
健康を支 え、守るた めの社会 環境の整 備	健康づくりにつながる団体の活動の支援		活動の継続	活動継続中	活動の継続
次世代の 健康	全出生中の低出生体重児 の割合の減少		減少する	17.9%	減少する
	午前7時までに起きる子ども の割合の増加		63.0%	66.5%	71.0%
	午後9時までに寝る子ども の割合の増加		18.0%	23.6%	29.0%
	女性20～30歳代やせ (BMI:18.5以下)の減少		25.0%	14.7%	14.5%
高齢者の 健康	介護保険認定率の伸びの抑制		18.0%	16.9%	18.0%
	高齢者人口に対する認知症の方の割合		14.0%	14.0%	14.0%
	高齢者人口に対する一般介護予防事業への 参加者の割合の増加		11.0%	10.3%	11.0%

2 第2次自殺対策推進計画達成指標				
項目	目標項目	第1次計画 目標値 (R4)	R4 実績	第2次計画 目標値 (R11)
地域・役場組織内 におけるネットワー ク強化	自殺対策庁内検討委員会	1回以上/年	1回	1回以上/年
	健康づくり推進協議会	1回以上/年	2回	1回以上/年
	民生委員児童委員協議会	6回以上/年	6回	6回以上/年
	虐待等防止ネットワーク協議会	1回以上/年	1回	1回以上/年
自殺対策を支える 人材の育成	ゲートキーパー養成研修	5回/年	1回	1回以上/年
	地域ケア会議	12回/年	20回	12回/年
住民への啓発と周 知	会議、研修会等でのリーフレット配布	5回/年	1回	2回以上/年
	裏面印刷封筒の作成利用枚数	6,400枚	5,900枚	6,100枚
生きることの促進要 因への支援	ひきこもり支援事業(地域活動支援センター) 利用登録者数	—	40人	40人
	相談件数(峡南圏域相談支援センター)	2,750件	2,318件	2,750件
	こころの健康相談利用者数	4回/年	3回	9人/年
若年層への支援の 強化	エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を使った 産後2週間産婦健康診査の実施	100%	78.1%	100%
	富士川町いじめ問題対策連絡協議会	協議会を設置し、 年1回以上開催	R4.11設置 1回	1回以上/年
高齢者への支援の 強化	一般介護予防教室の参加人数(100歳 体操、いきいき筋力教室、こつこつ教室)の 高齢者人口に対する割合	11.0%	10.3%	11.0%
	認知症カフェ開催箇所数	1か所 月2回	1か所 月1回	1か所 12回/年
	認知症サポーター養成者数	1,830人	2,537人	2,800人
	要介護認定率	16.4%	16.9%	18.0%
	生活支援サポーター養成講座	4回/年	未実施	4回/年
	生活支援サポーター養成者数	30人	48人	60人
失業・無職・生活に 困窮している人へ の支援の強化	生活保護に関する相談	40世帯	12世帯	40世帯
	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業)の利用者率	44.1%	7.0%	44.1%

第7章 計画の推進体制

1 進捗状況の把握・評価

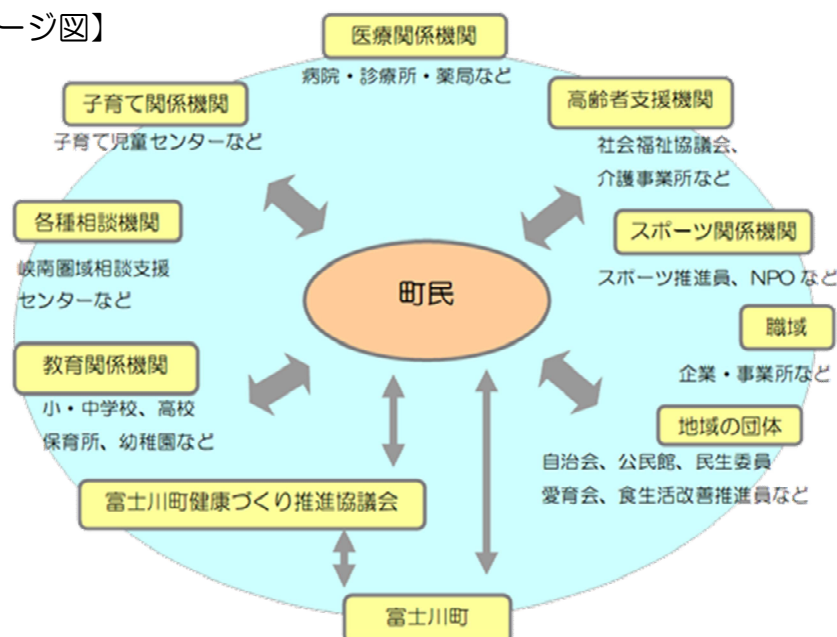
本計画は、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)のプロセスに基づき、定期的に計画の進捗状況の把握や評価を、町・健康づくり団体等で構成する「富士川町健康づくり推進協議会」において実施します。また、状況に適した施策を展開するため、社会情勢や健康ニーズの変化等に応じて、取り組みの見直しを行うなど柔軟に対応していきます。



2 関係機関との連携・協働

本計画を着実に推進するために、町、医療関係者、学校保健関係者、職域保健関係者や地域組織及び町民が一体的に取り組み推進していくことが重要となります。このため、関係課はもちろんのこと関係機関と連携し、地域保健、母子保健のみならず、学校保健、職域保健、まちづくり施策など横断的な施策の推進に努めていきます。

【推進体制のイメージ図】



参考資料

富士川町健康づくり推進協議会設置要綱

平成22年3月8日

告示第32号

改正 平成23年9月30日告示第47号

平成26年2月13日告示第5号

平成30年9月27日告示第56号

(名称及び位置)

第1条 この会は、「富士川町健康づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）と称し、事務局を富士川町役場福祉保健課内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、町民の総合的な健康づくり対策を積極的に推進し、健康で明るい町づくりに資することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議実施する。

- (1) 各種事業実施計画に関すること。
- (2) 健康づくりに関する知識の普及
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健所長
- (2) 町医師会
- (3) 町歯科医師
- (4) 薬剤師
- (5) 愛育会
- (6) 食生活改善推進員
- (7) 町校長会
- (8) スポーツ推進委員
- (9) 区長会
- (10) 高齢者代表
- (11) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 その職による委員は、在任期間中を任期とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

（役員の選任）

第7条 役員の選任は、委員の互選による。

（運営）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第9条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

附 則

この告示は、平成22年3月8日から施行する。

附 則（平成23年9月30日告示第47号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月13日告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月27日告示第56号）

この告示は、公布の日から施行する。

富士川町健康づくり推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

NO	氏 名	所 属 団 体 名	備 考
1	岩佐 敏	峡南保健所長	峡南保健福祉 事務所副所長
2	久津間 健治	町医師会	くつま整形外科医院
3	荒川 弘	町歯科医師	あらかわ歯科医院
4	山内 桂子	薬剤師	あい調剤薬局
5	大石 明子	愛育会	会長
6	秋葉 ひとみ	食生活改善推進員会	会長
7	小林 淳二	町校長会会長	増穂中学校校長
8	渡邊 良一	スポーツ推進委員協議会	会長
9	河住 義郎	区長会	副会長
10	保坂 重機	高齢者代表	富士川町シニアクラ ブ連合会会長
11	山本美代子	学識経験者	元峡南保健福祉 事務所次長

富士川町自殺対策庁内検討委員会設置要綱

平成30年8月20日

訓令第5号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、庁内の関係各課が連携し、生きるための包括的な支援を図り総合的かつ円滑な自殺対策を推進するため、富士川町自殺対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会において必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる課の課長が指名する職員をもって組織する。

2 委員長は、福祉保健課長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健課障害福祉担当において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

課名
政策秘書課
財務課
防災交通課
税務課
町民生活課
子育て支援課
産業振興課
都市整備課
上下水道課
教育総務課
生涯学習課
福祉保健課

「健幸プランふじかわ」

- ・第3次 富士川町健康増進計画
- ・第2次 富士川町自殺対策推進計画

(令和6年度～令和11年度)

令和6年3月発行

編集・発行 富士川町 福祉保健課

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134

TEL 0556-22-7207 / FAX 0556-22-7261